

私立学校・学校法人 データ集

（令和3年10月28日時点）

目次

■ 私立学校・学校法人に関する基礎データ	2
■ 学校法人制度	23
■ 理事会、評議員会等の現状	42
■ 監事の現況	60
■ 学校法人税制	68
■ ガバナンス・コード	71
■ 私立大学等経常費補助金の減額・不交付	76

私立学校・学校法人に関する基礎データ

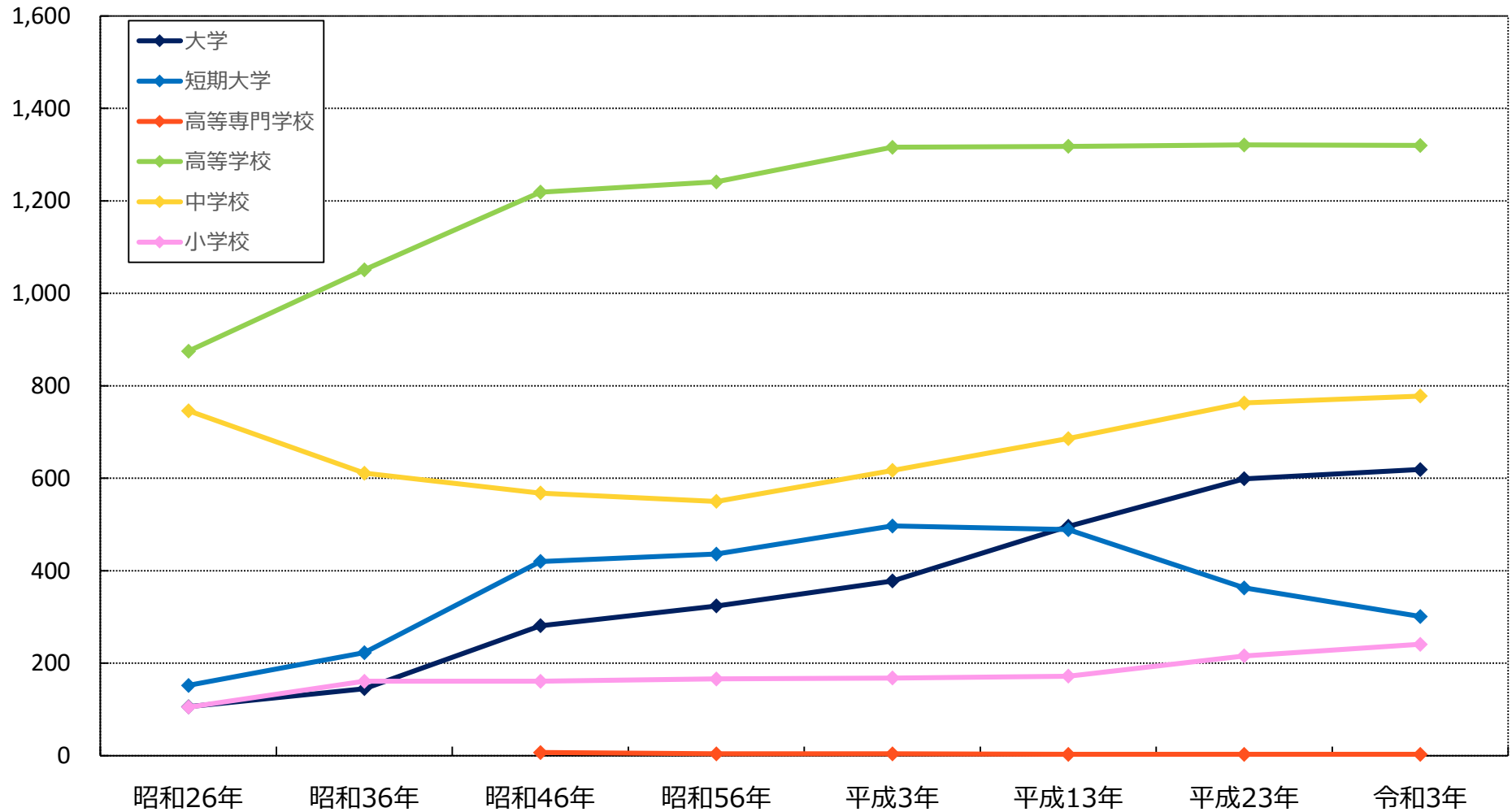
私立学校の状況

	学校総数			在学者総数		
		うち私立学校	割合		うち私立学校	割合
	大学・短期大学	1,118	920	82.3%	3,020,549	2,257,287
大学	803	619	77.1%	2,918,318	2,160,419	74.0%
短期大学	315	301	95.6%	102,231	96,868	94.8%
高等専門学校	57	3	5.3%	56,905	1,817	3.2%
特別支援学校	1,160	15	1.3%	146,290	855	0.6%
中等教育学校	56	18	32.1%	32,756	6,870	21.0%
高等学校 (全日制・定時制)	4,857	1,320	27.2%	3,008,182	1,010,638	33.6%
義務教育学校	151	1	0.7%	58,568	194	0.3%
中学校	10,077	778	7.7%	3,229,707	245,249	7.6%
小学校	19,340	241	1.2%	6,223,401	79,522	1.3%
幼稚園・幼保	15,690	11,675	74.4%	1,805,975	1,576,053	86.6%
幼稚園	9,421	6,268	66.5%	1,009,109	875,637	86.0%
幼保連携型 認定こども園	6,269	5,407	86.2%	796,866	700,416	87.3%
専修学校	3,084	2,890	93.7%	662,157	638,904	96.5%
各種学校	1,073	1,067	99.4%	103,933	103,554	99.6%

(令和3年5月1日現在)

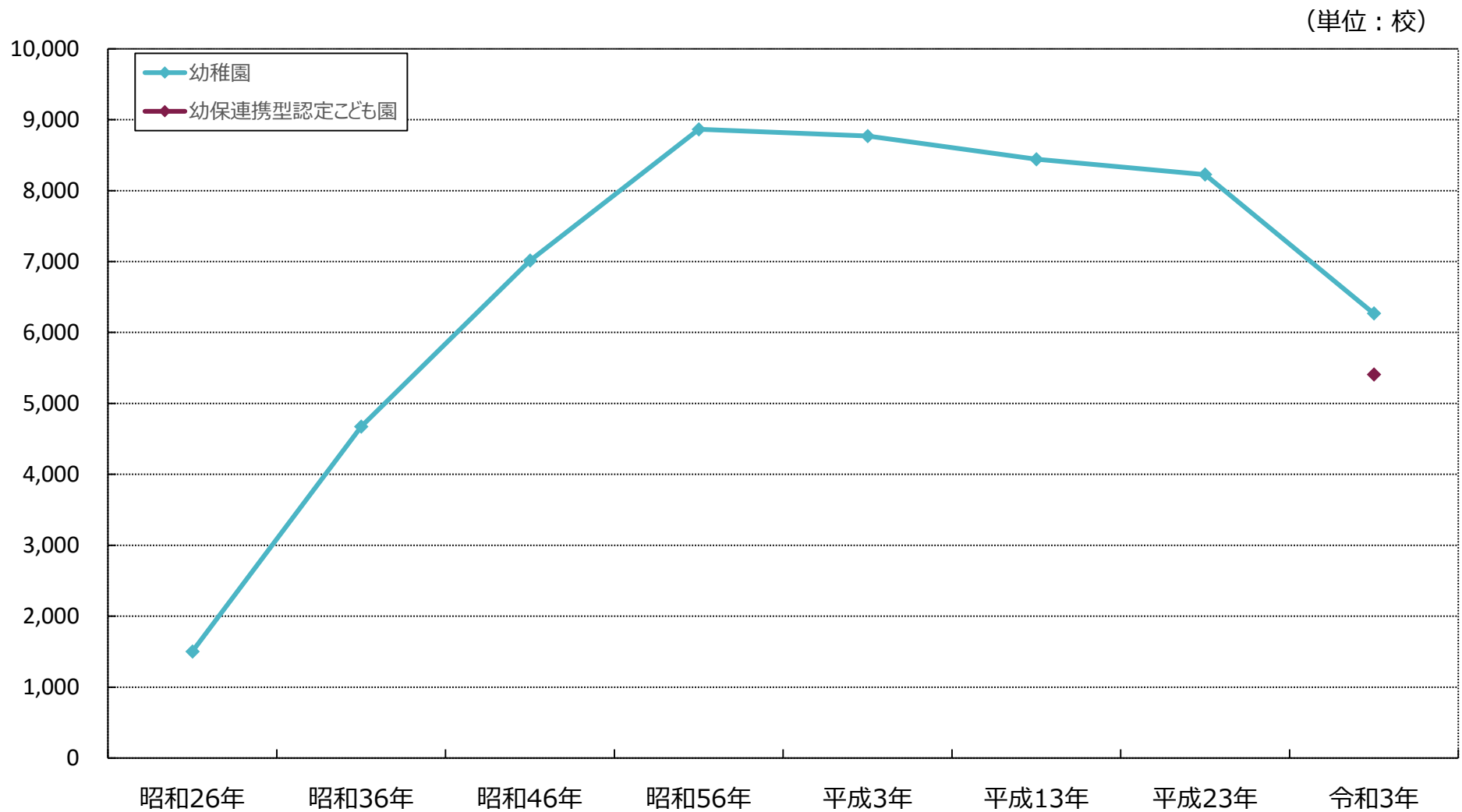
私立学校数の推移①

(単位：校)



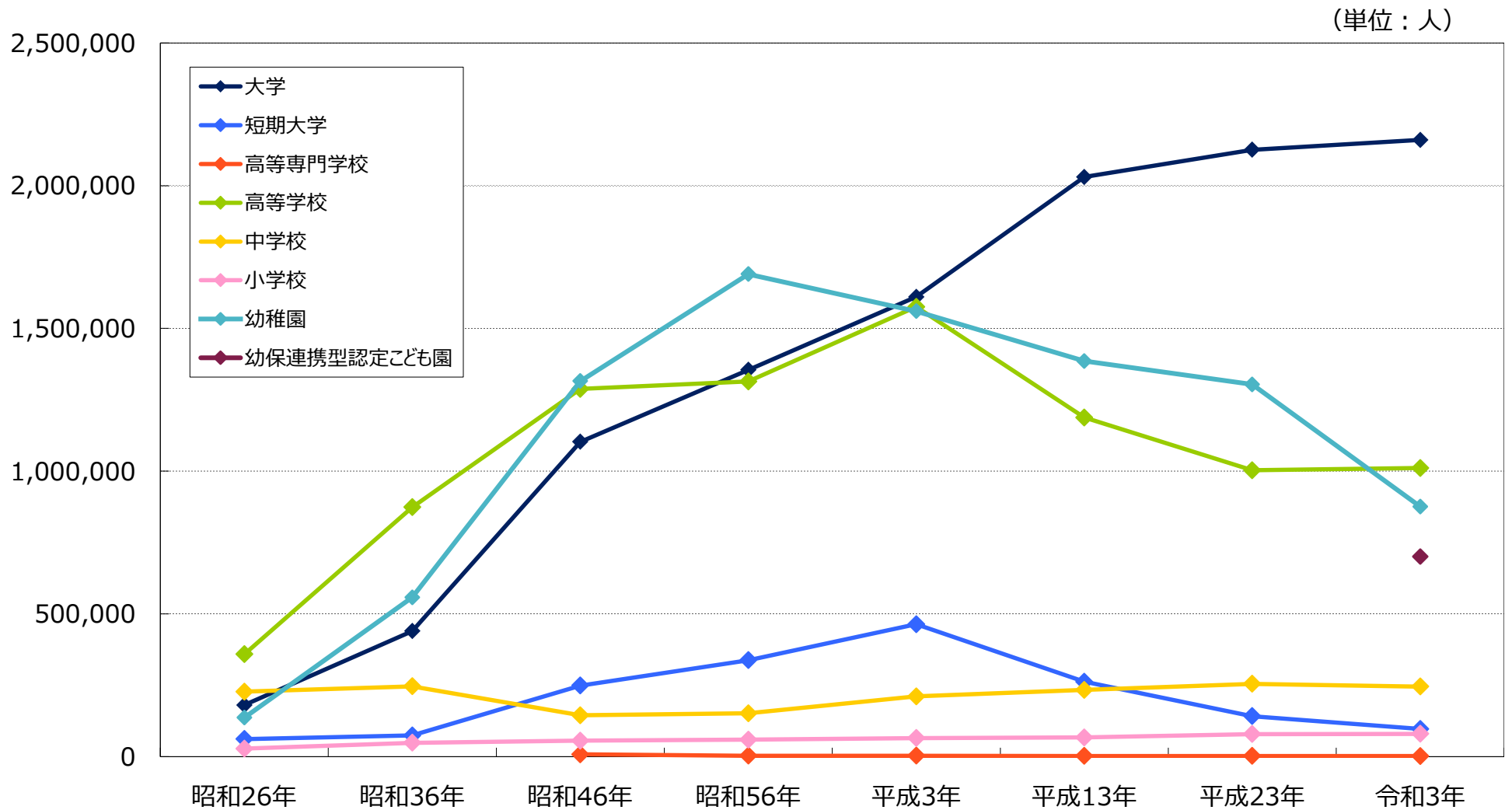
※数値は各年度の「学校基本調査」による
令和3年度は速報値

私立学校数の推移②



※数値は各年度の「学校基本調査」による
令和3年度は速報値

私立学校の学生・生徒数の推移



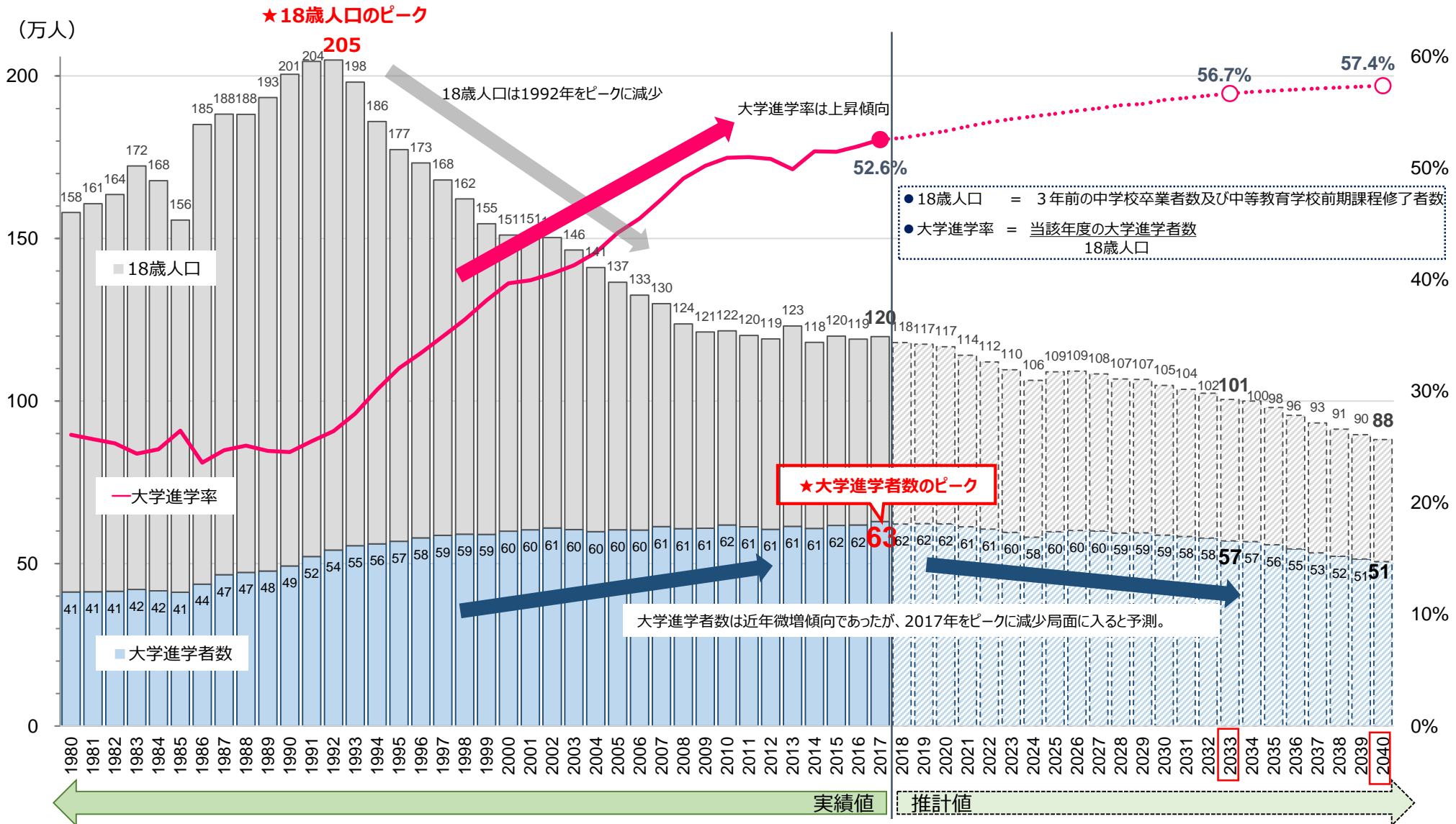
※数値は各年度の「学校基本調査」による
令和3年度は速報値

学校法人数の推移

	文部科学大臣所轄法人				都道府県知事所轄学校法人（準学校法人を含む）											総計
	大学法人	短大法人	高専法人	小計	高校法人	中等教育 学校法人	中学校法人	小学校法人	義務教育 学校法人	幼稚園法人	幼保連携 型認定こ ども園法人	特別支援 学校法人	専修学校法人	各種学校法人	小計	
平成元年	346	268	1	615	701		9	12		4,947		12	703	203	6,587	7,202
2年	353	265	1	619	732		10	11		4,979		12	742	205	6,691	7,310
3年	358	264	1	623	707		7	12		5,027		12	837	230	6,832	7,455
4年	363	266	1	630	712		11	16		5,063		13	859	225	6,899	7,529
5年	369	263	1	633	699		13	16		5,087		12	805	201	6,833	7,466
6年	384	251	1	636	691		11	12		5,095		13	815	201	6,838	7,474
7年	391	244	1	636	711		12	12		5,133		13	845	204	6,930	7,566
8年	400	238	1	639	684		12	12		5,158		13	866	200	6,945	7,584
9年	405	236	1	642	686		12	12		5,183		13	876	191	6,973	7,615
10年	415	230	1	646	690		10	11		5,191		12	892	174	6,980	7,626
11年	425	222	1	648	679		10	11		5,218		13	897	185	7,013	7,661
12年	444	206	1	651	681		11	11		5,221		13	913	175	7,025	7,676
13年	460	194	1	655	695		12	12		5,241		13	917	170	7,060	7,715
14年	475	181	1	657	712		12	11		5,263		13	917	171	7,099	7,756
15年	488	168	1	657	707		11	11		5,317		13	910	180	7,149	7,806
16年	502	160	1	663	705		11	14		5,327		13	922	179	7,171	7,834
17年	511	148	1	660	715		15	15		5,334		12	939	184	7,214	7,874
18年	520	144	1	665	716		15	14		5,329		12	947	177	7,210	7,875
19年	530	137	1	668	715		15	14		5,331		12	947	181	7,215	7,883
20年	540	130	1	671	721		16	13		5,344		13	946	181	7,234	7,905
21年	543	128	1	672	718		16	16		5,361		13	948	185	7,257	7,929
22年	545	122	1	668	719	3	16	16		5,373		13	945	181	7,266	7,934
23年	547	121	1	669	720	4	16	18		5,372		13	945	179	7,267	7,936
24年	555	117	1	673	721	5	17	19		5,377		13	941	185	7,278	7,951
25年	556	114	1	671	720	5	17	20		5,378		13	938	181	7,272	7,943
26年	554	112	1	667	731	5	17	19		5,394		13	936	184	7,299	7,966
27年	557	110	1	668	740	5	20	20		4,805	497	11	947	187	7,232	7,900
28年	556	108	1	665	730	5	17	18		4,749	659	13	931	187	7,309	7,974
29年	557	107	1	665	736	5	17	18		4,632	774	12	925	188	7,307	7,972
30年	560	103	1	664	743	4	18	18		4,511	887	12	928	191	7,312	7,976
令和元年	563	100	1	664	739	4	18	19		4,412	1,006	12	932	187	7,329	7,993
2年	569	99	1	669	748	4	18	20	1	4,321	1,079	12	921	199	7,323	7,992

大学進学者数等の将来推計について【推計結果】

18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。



2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

2040年頃の社会変化
国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」
Society 5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

- | | |
|---|--|
| <p>予測不可能な時代を生きる人材像</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく ● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材 | <p>学修者本位の教育への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個々人の学修成果の可視化（個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却） ● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性 |
|---|--|

● 高等教育と社会の関係

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 「知識の共通基盤」 | ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元 |
| 研究力の強化 | ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与 |
| 産業界との協力・連携 | ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング |
| 地域への貢献 | ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献 |

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備（研修、業績評価等）

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一人法複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
 - 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
 - 学修成果の可視化と情報公表の促進
 - 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
 - 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
 - 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化
- 設置基準の見直し（定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し）
 - 認証評価制度の充実（法令違反等に対する厳格な対応）

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種（大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院）における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口：120万人（2017）
 - 88万人（現在の74%の規模）
- 大学進学者数：63万人（2017）
 - 51万人（現在の80%の規模）

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討



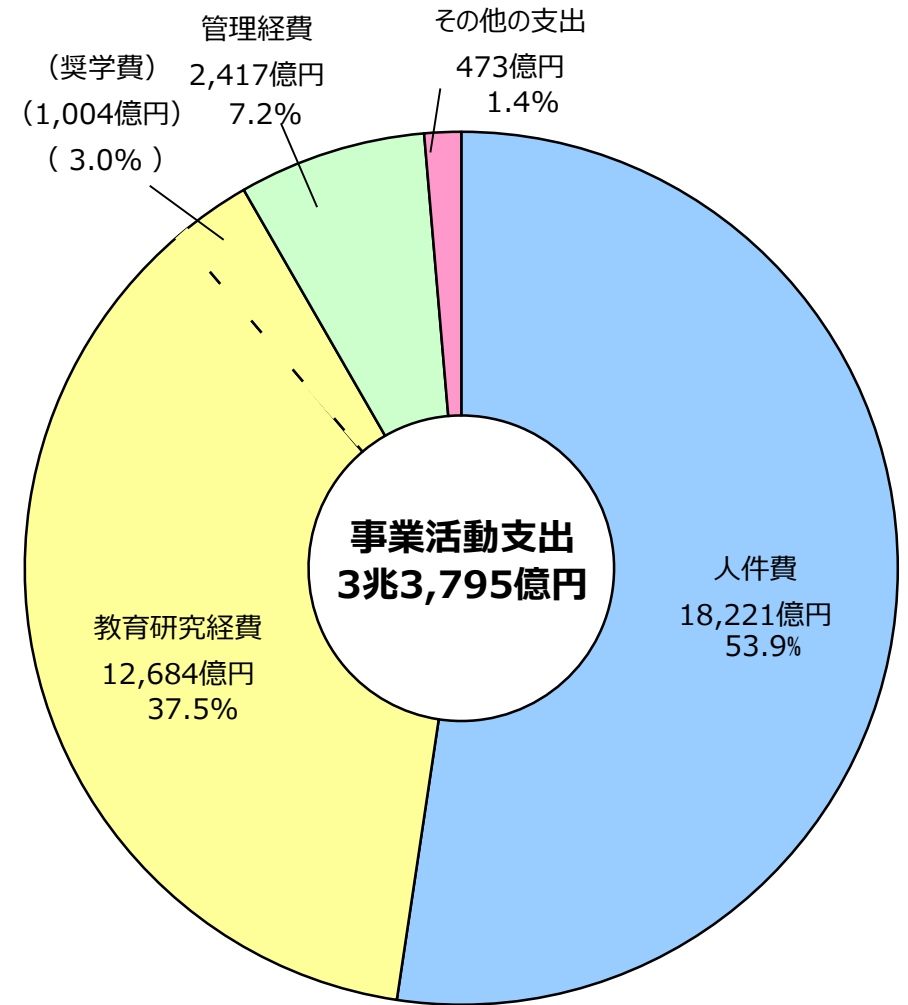
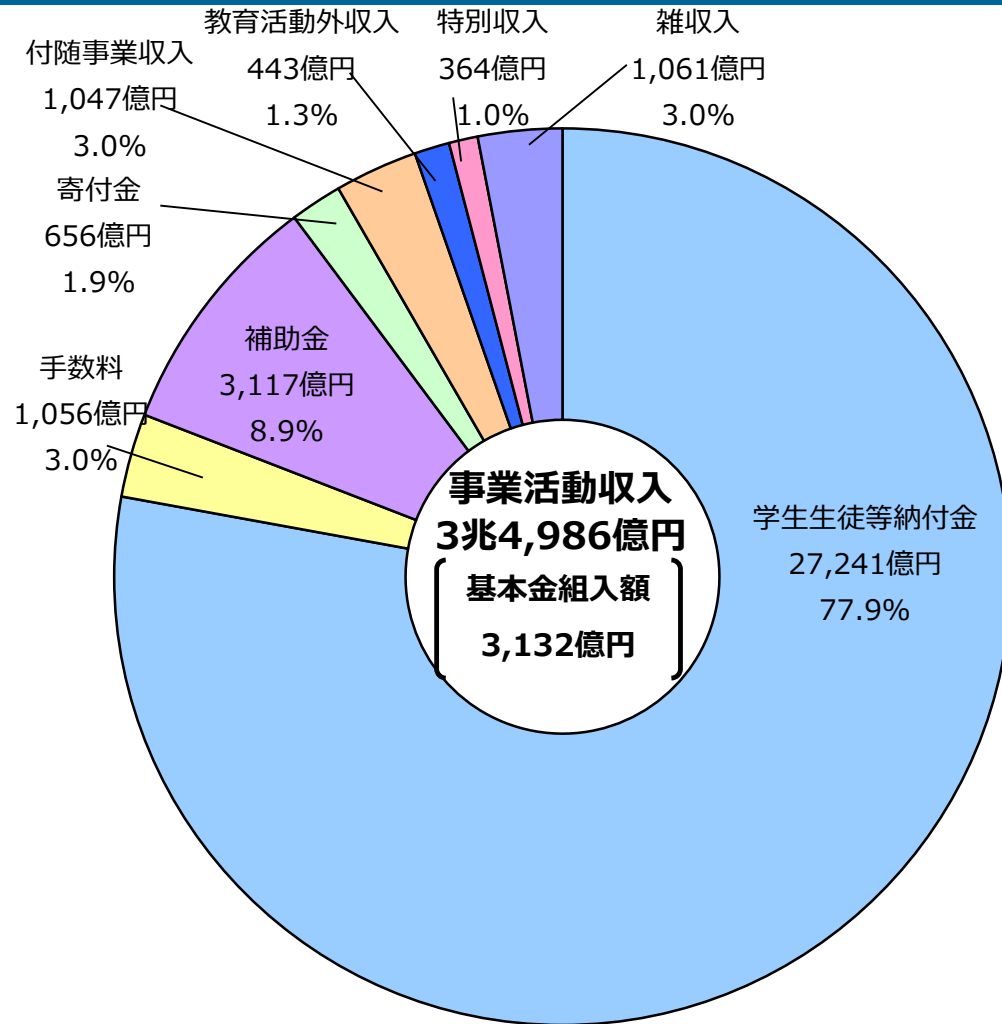
VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要（財源の多様化）

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

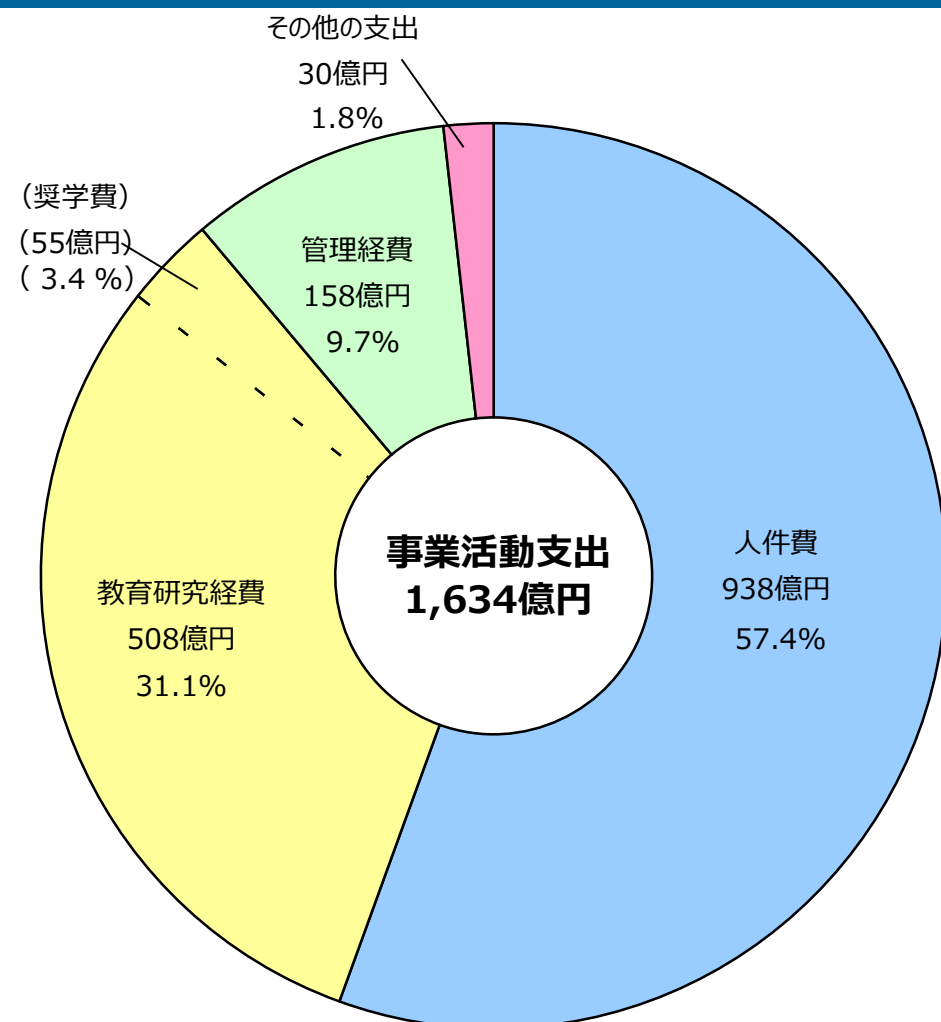
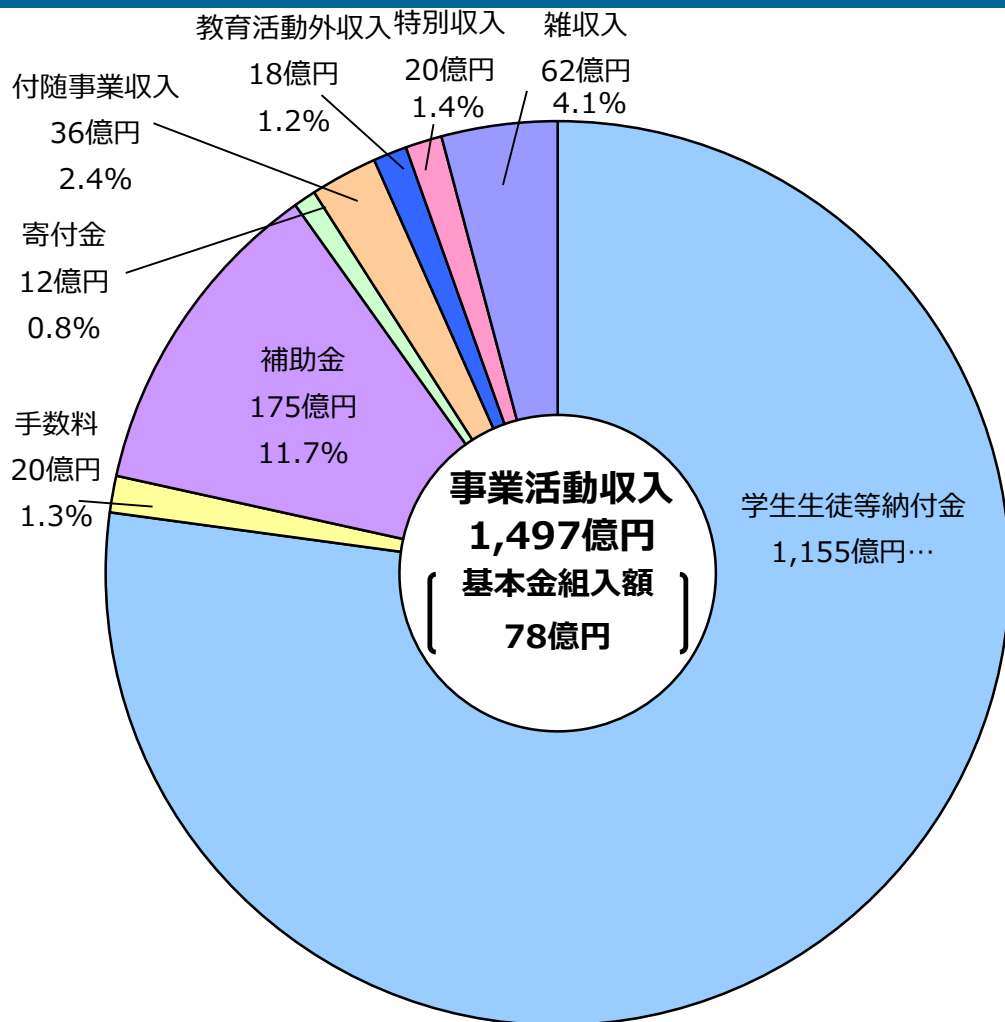
※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和2年度版）」

※ 事業活動収支計算書（599校）の集計

私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

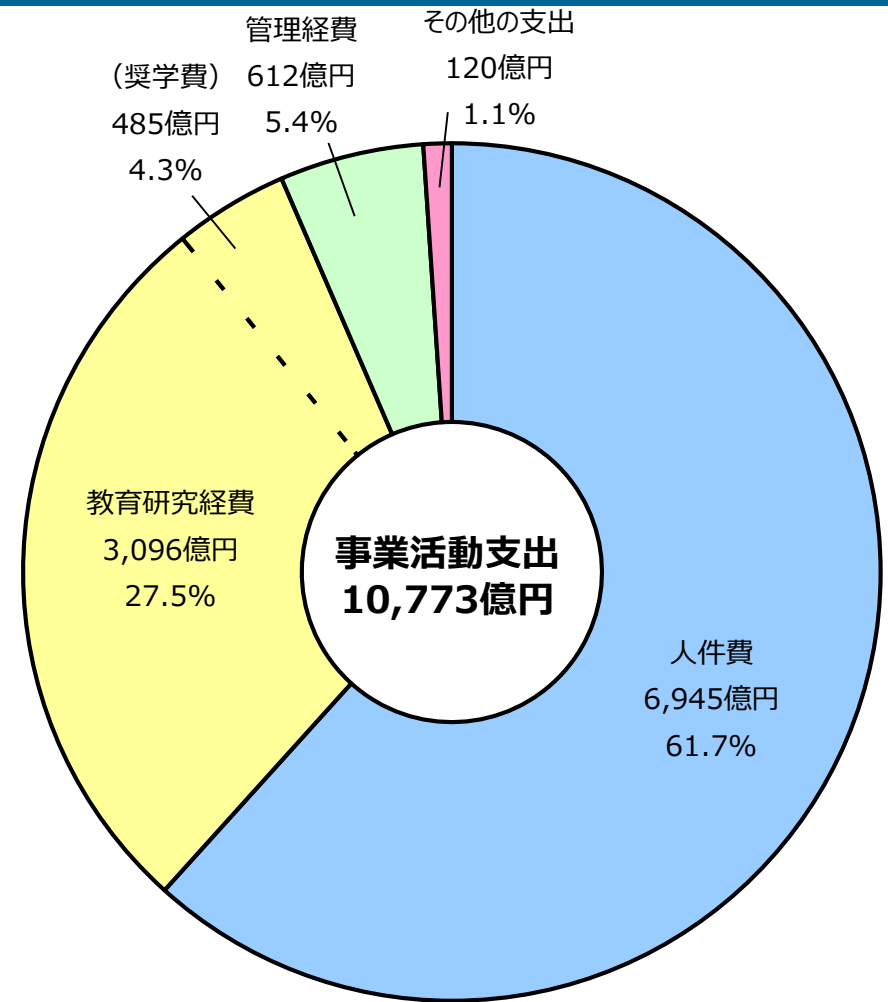
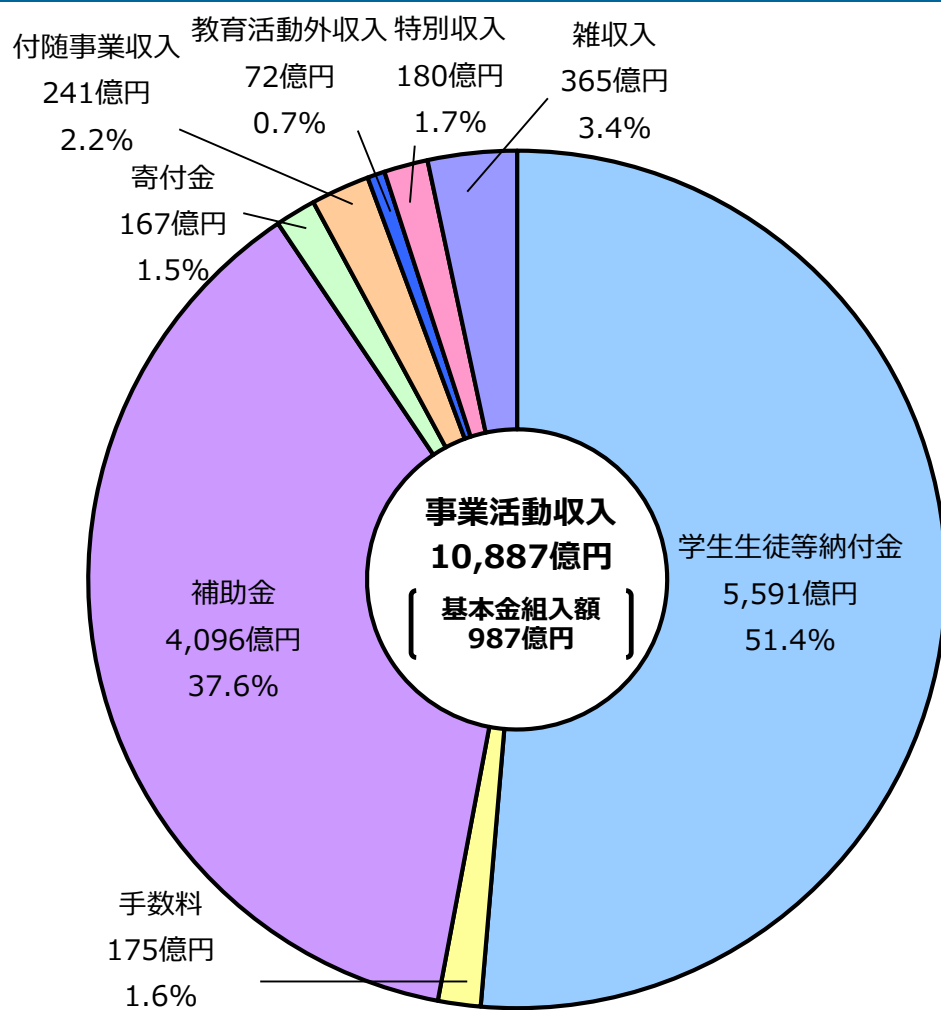
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和2年度版）」

※ 事業活動収支計算書（299校）の集計

私立高等学校の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

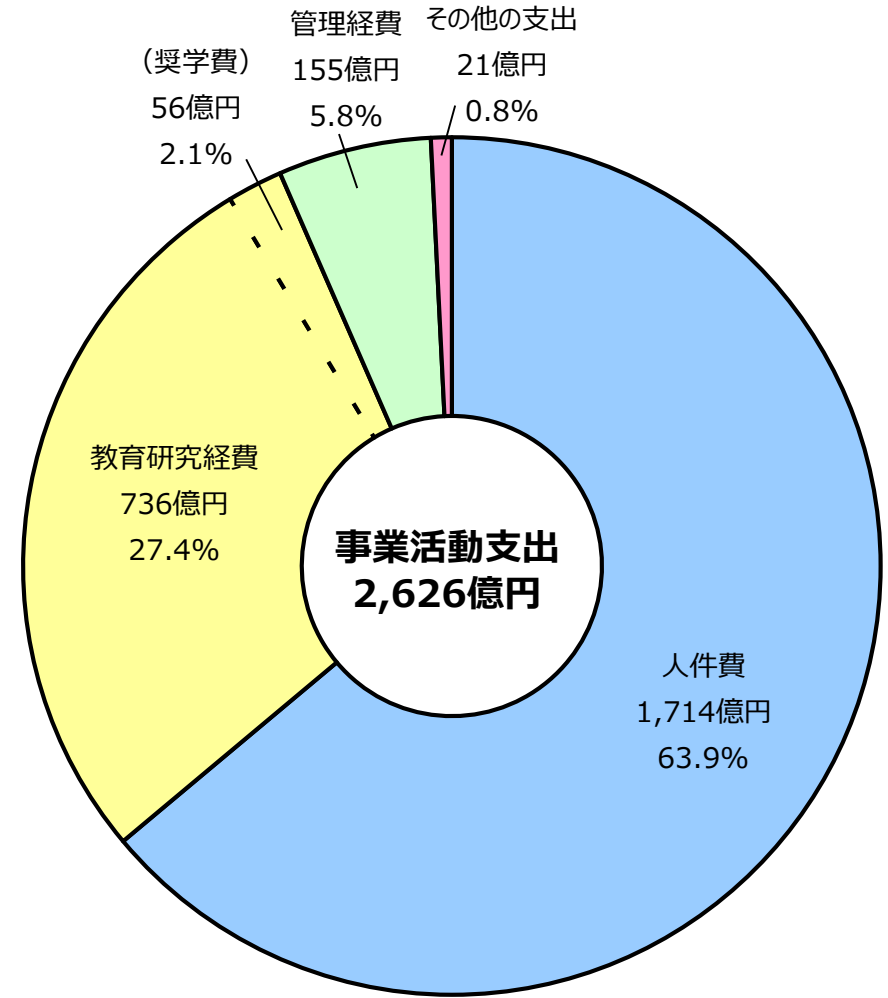
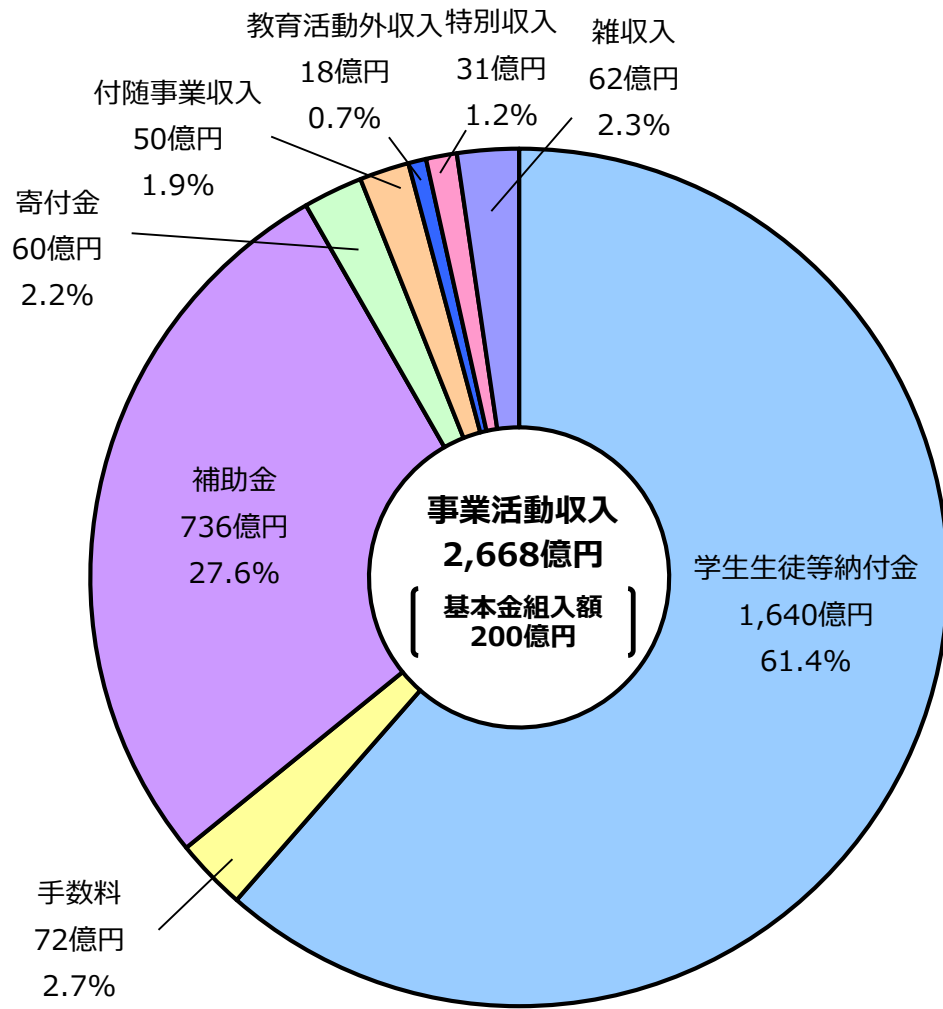
※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和2年度版）」

※ 事業活動収支計算書（1,283校）の集計

私立中学校の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

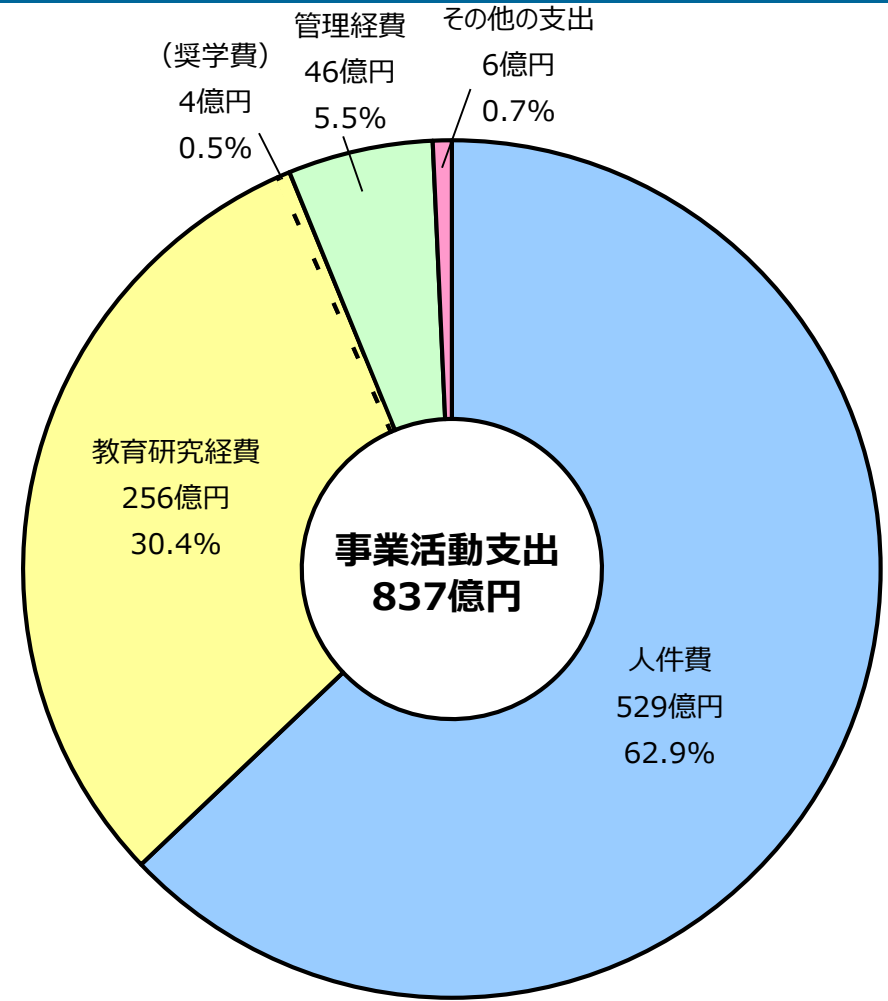
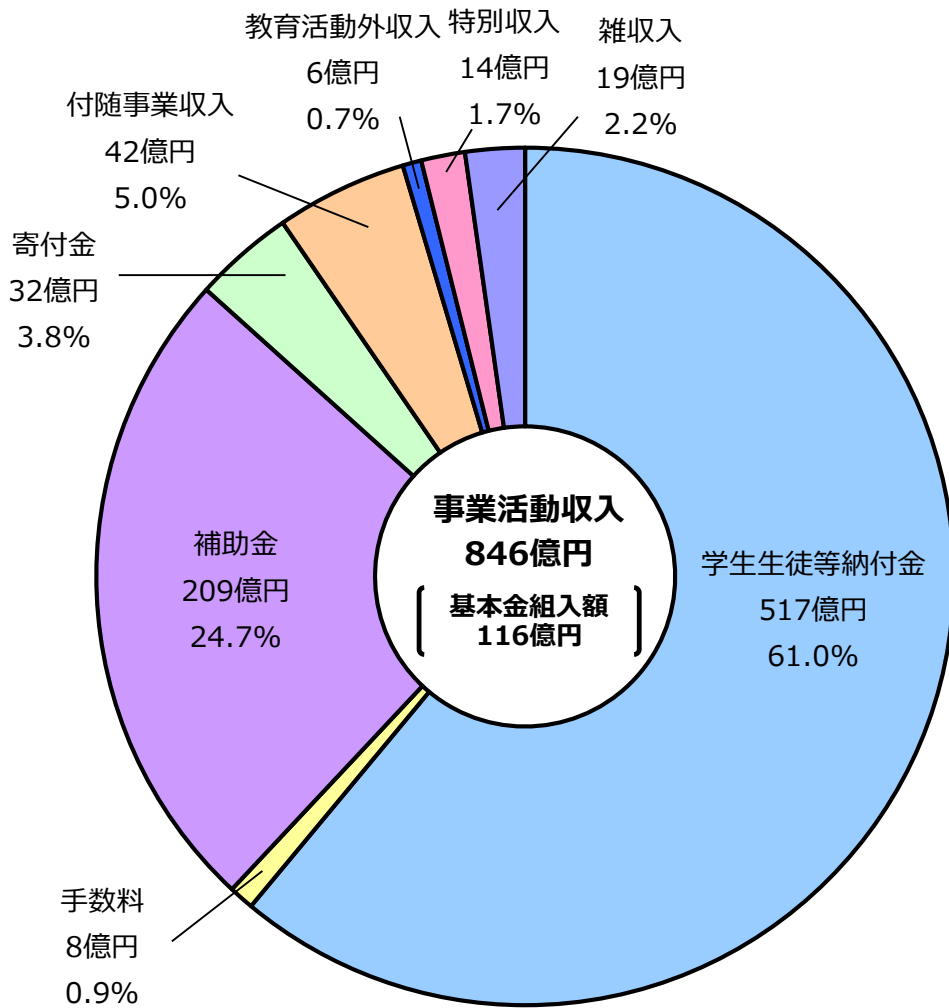
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和2年度版）」

※ 事業活動収支計算書（724校）の集計

私立小学校の収支状況



- 事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。
- 基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

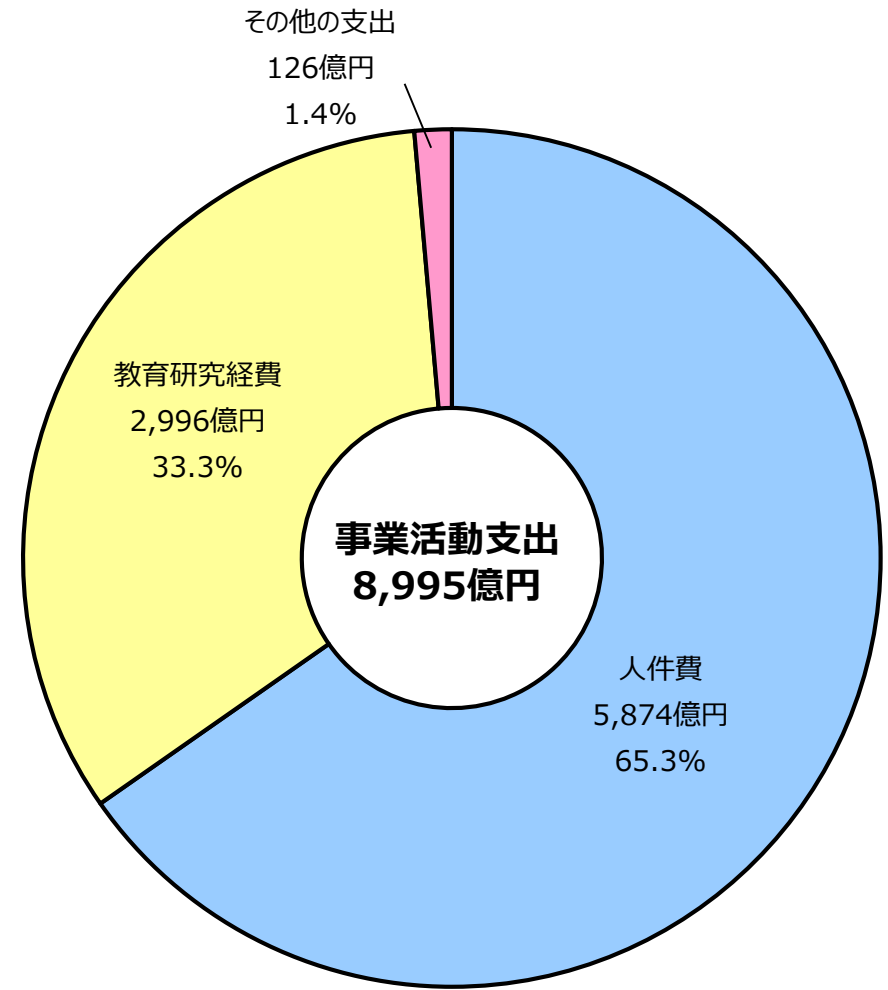
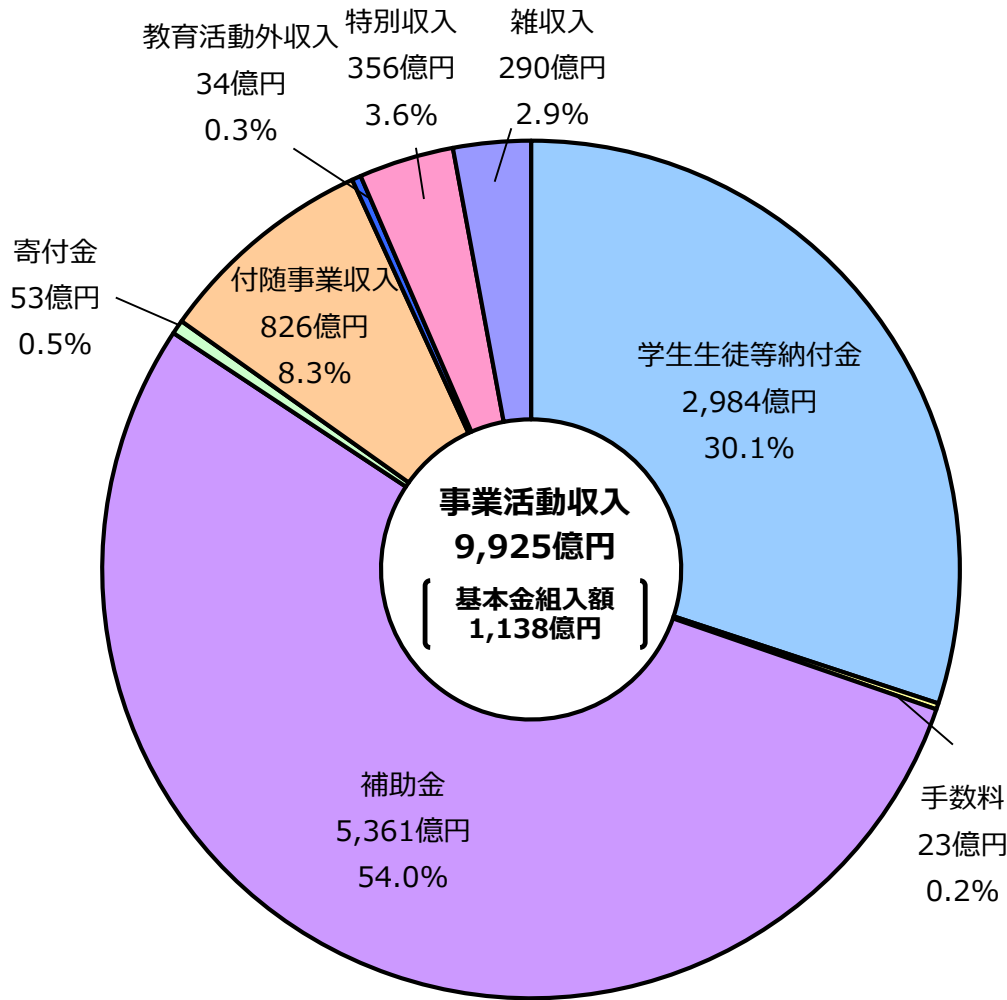
※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
 ※特別収入…資産売却差額等の収入

- 事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和2年度版）」

※ 事業活動収支計算書（216校）の集計

私立幼稚園の収支状況



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

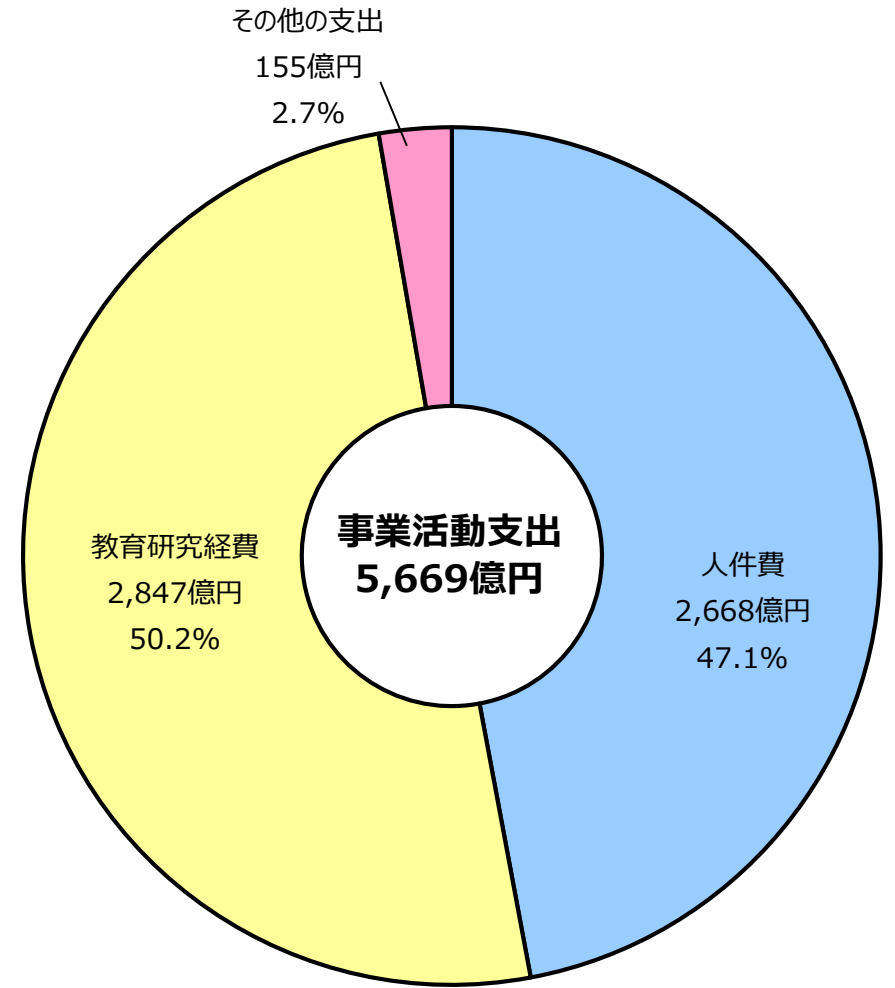
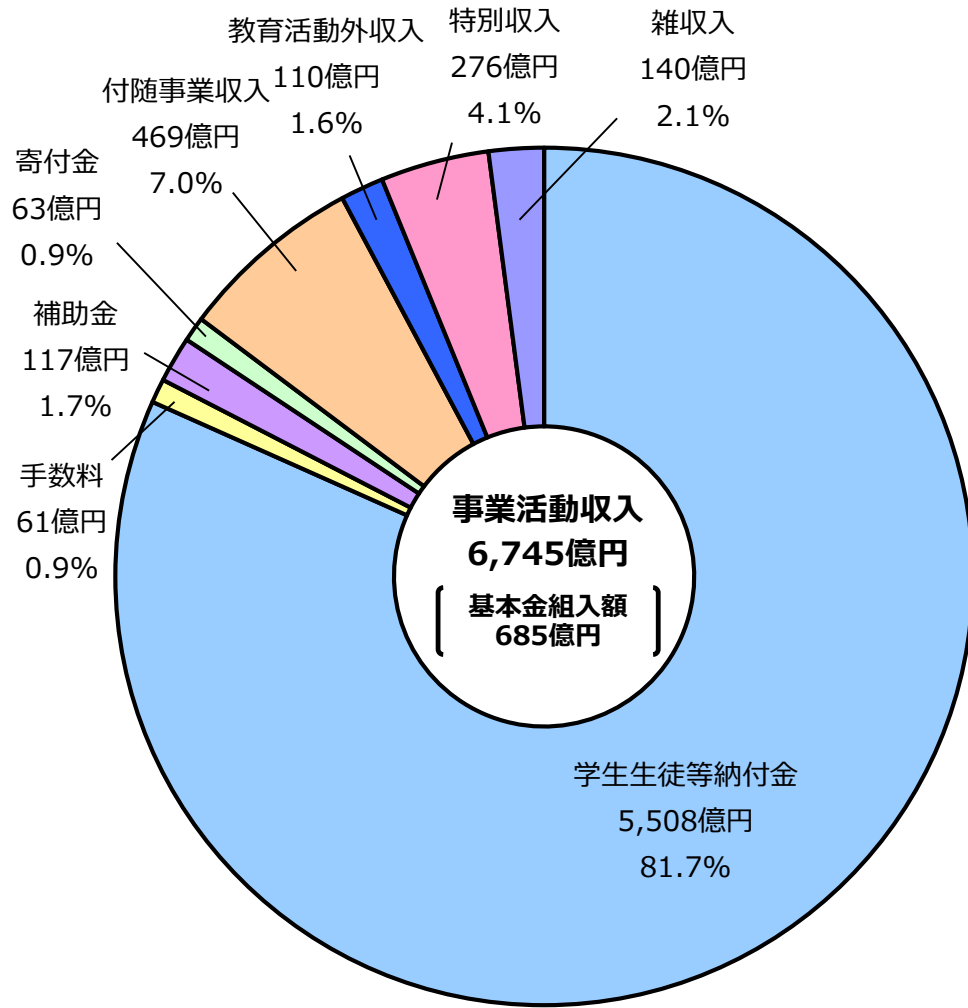
●事業活動支出とは

事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和2年度版）」

※ 事業活動収支計算書（6,801園）の集計

私立専修学校の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

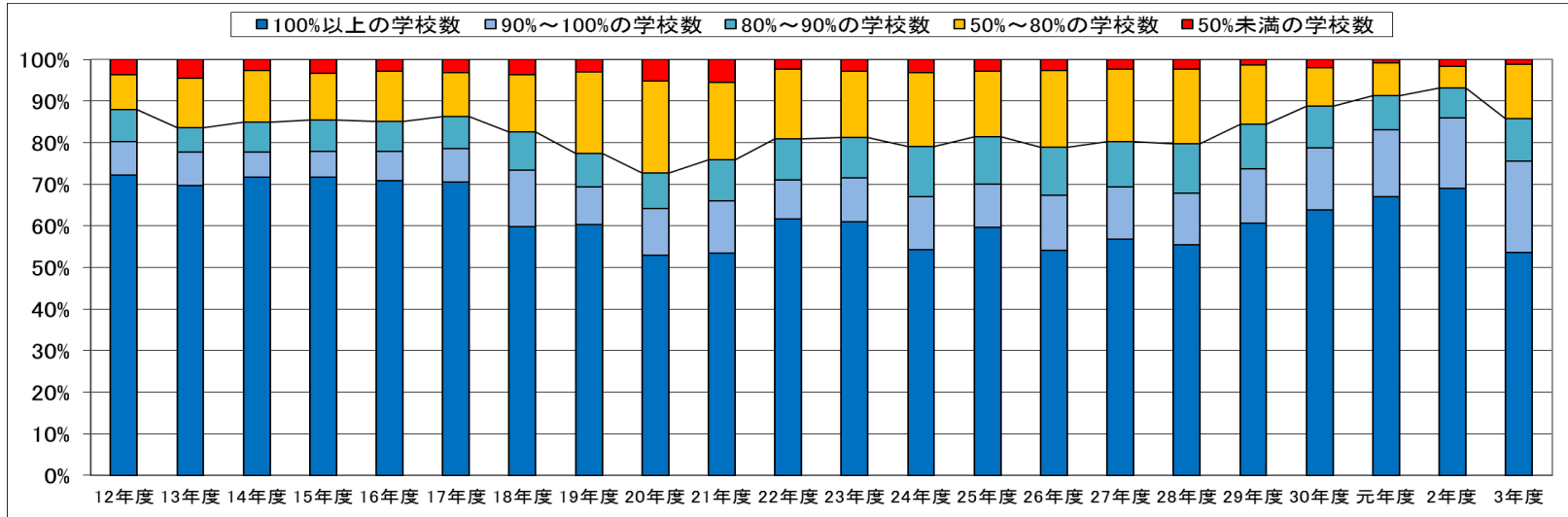
※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和2年度版）」

※ 事業活動収支計算書（1,861校）の集計

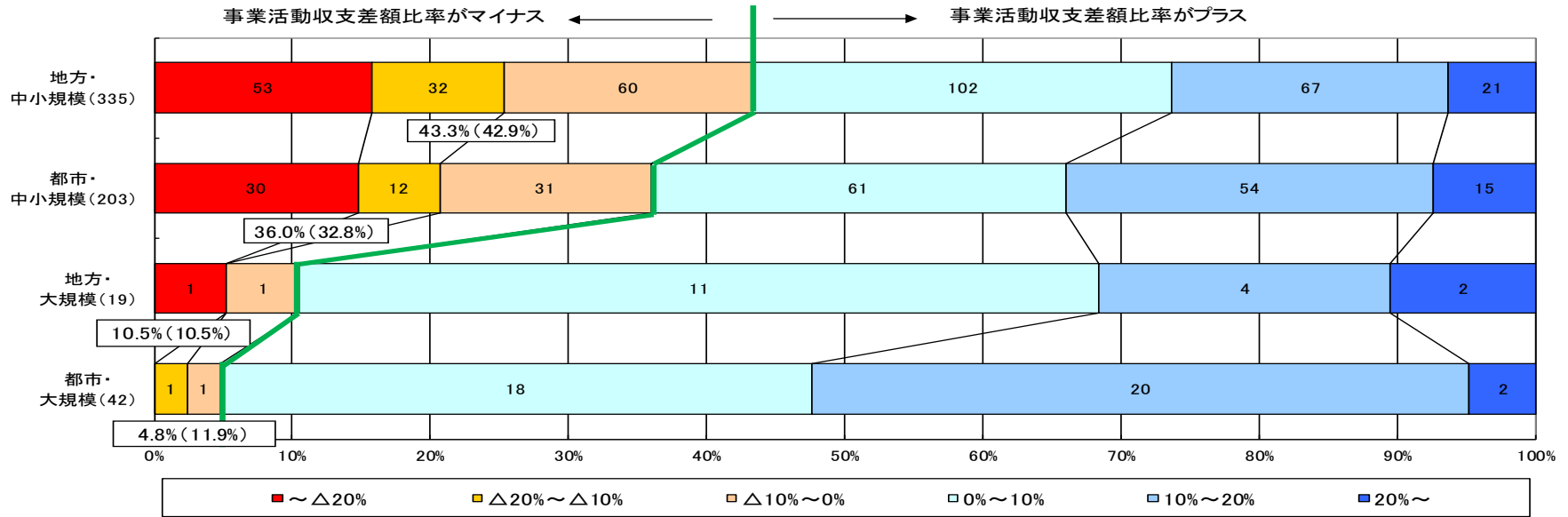
私立大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の46%が入学定員未充足(うち、14%が充足率80%未満)



地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向

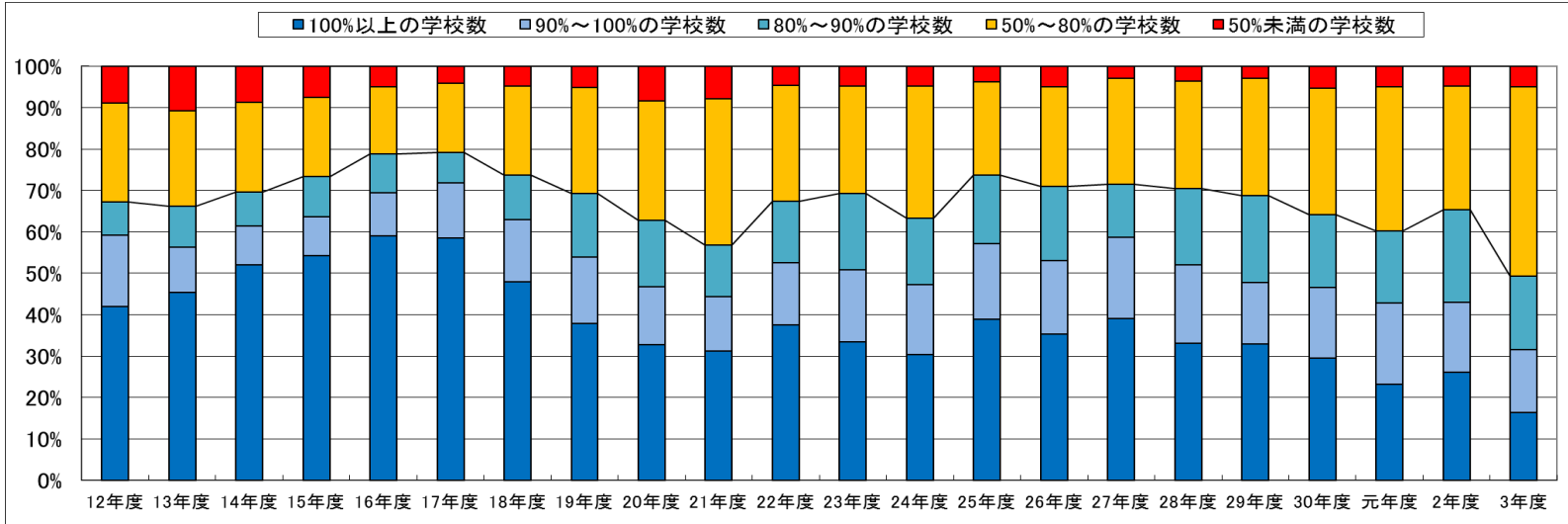


※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

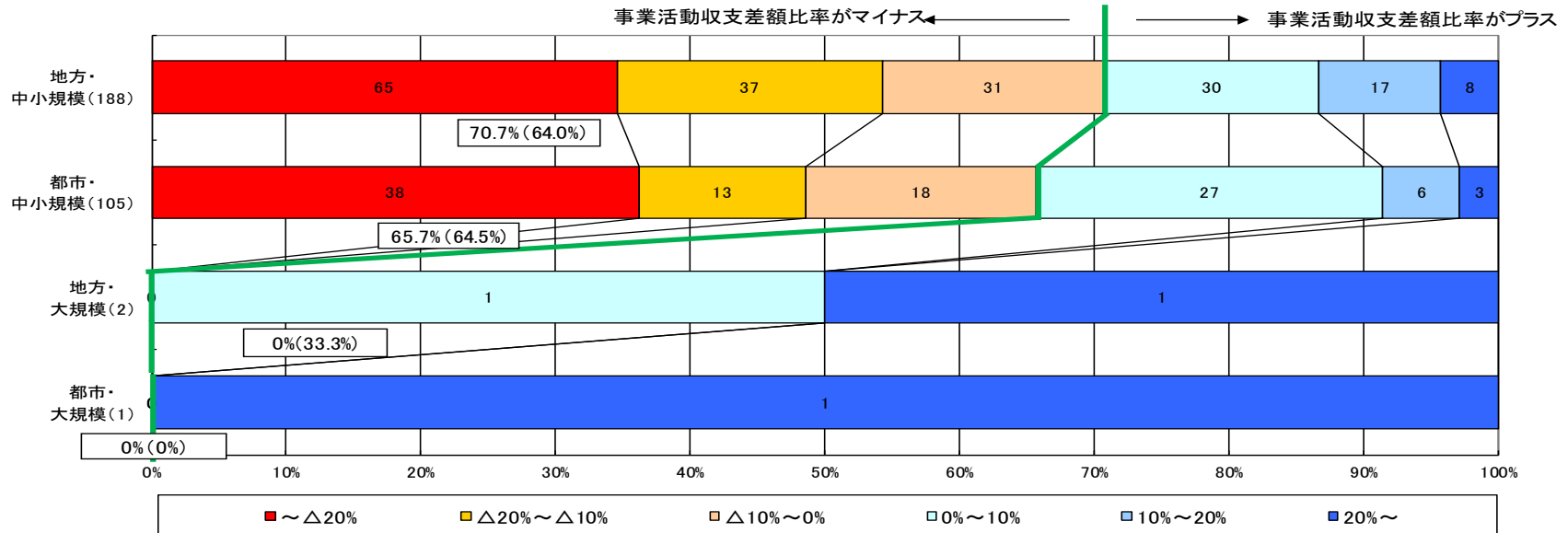
私立短期大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立短大の84%が入学定員未充足(うち、51%が充足率80%未満)

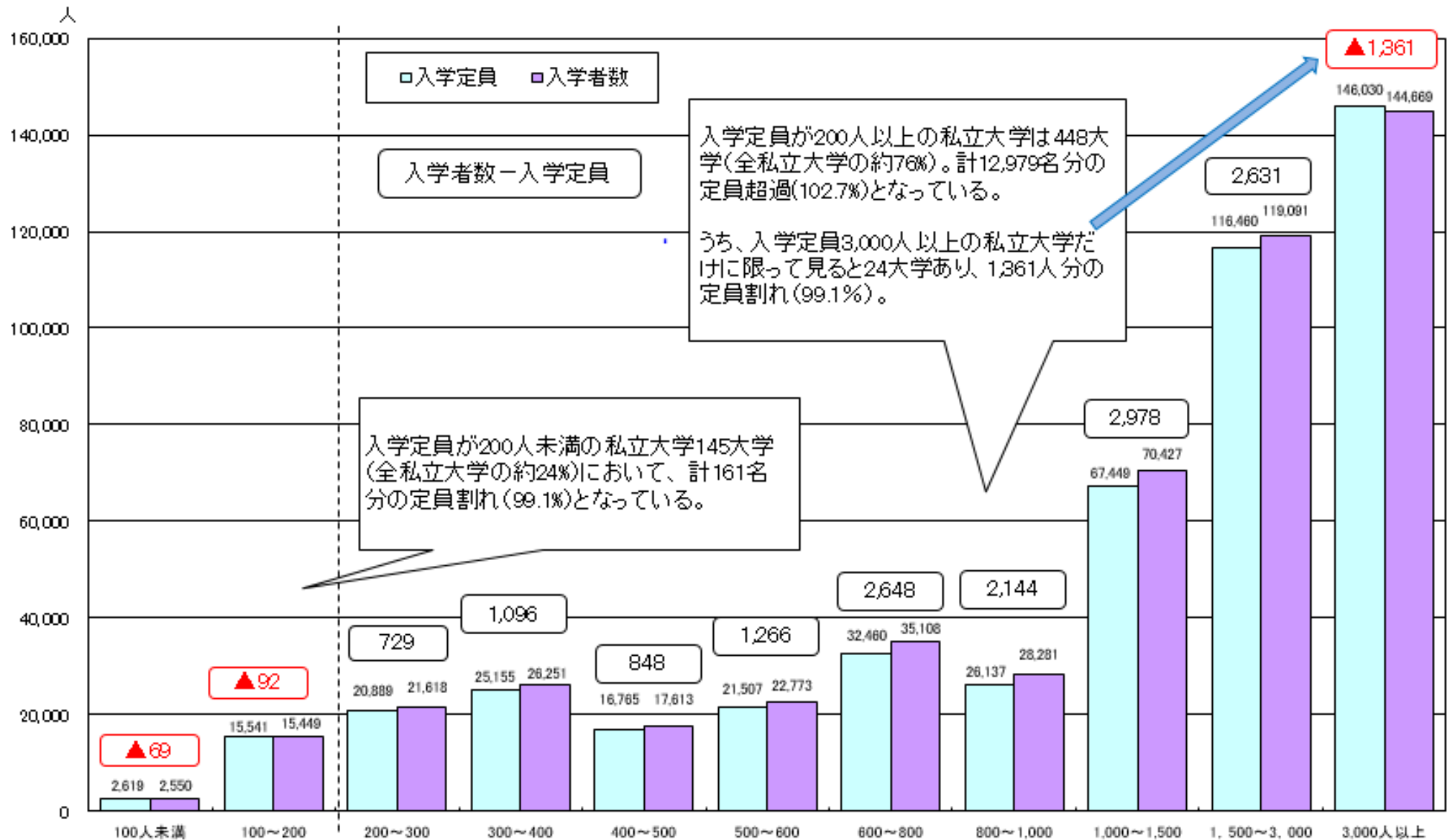


中小私短大の収支状況は約7割が赤字傾向



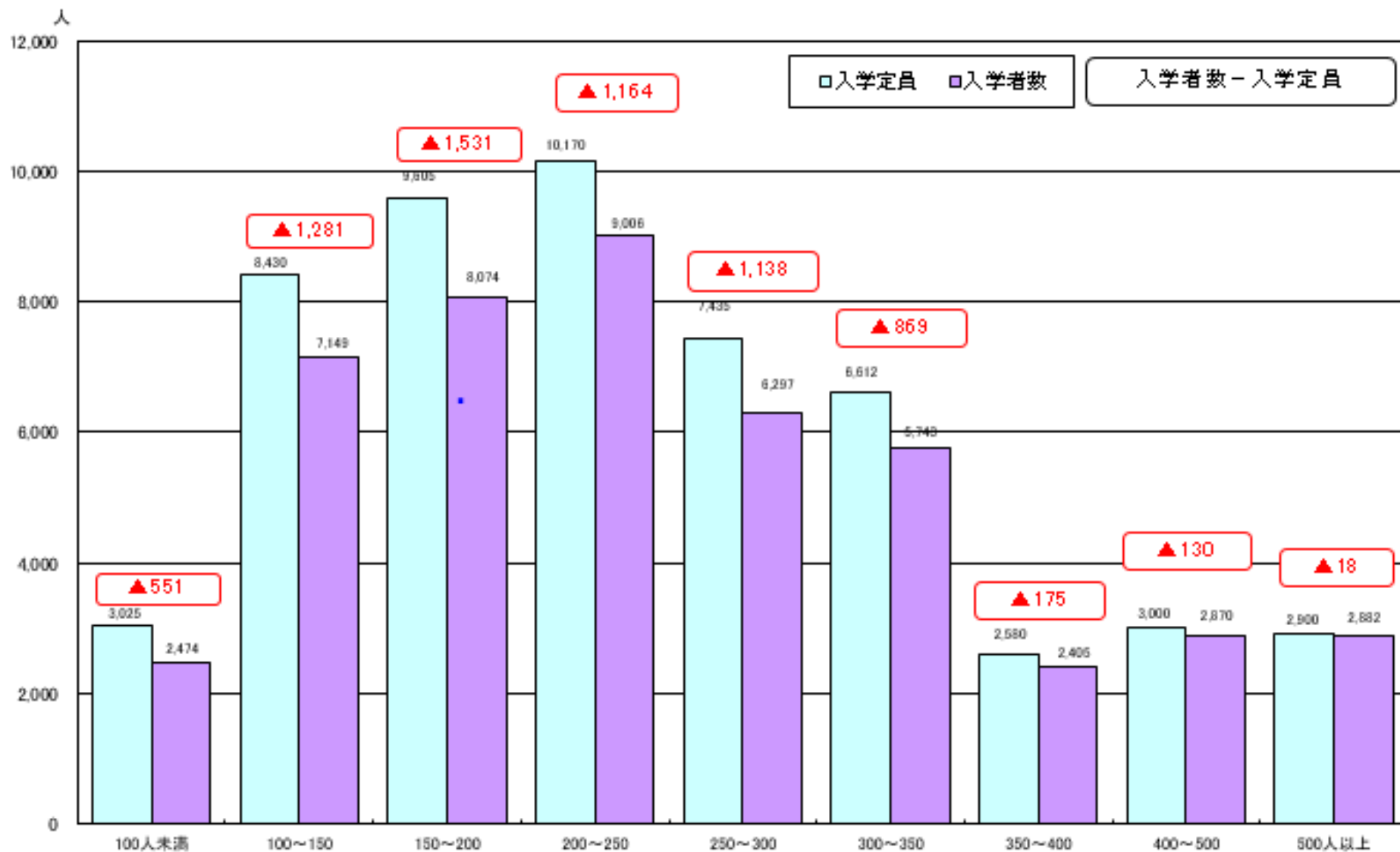
※ [] は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

規模別の入学定員、入学者数等（令和2年度、私立大学）



(日本私立学校振興・共済事業団「令和2(2020)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

規模別の入学定員、入学者数等（令和2年度、私立短期大学）



（日本私立学校振興・共済事業団「令和2（2020）年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成）

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

○大学の収支状況

年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
集計学校数	a	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595	校 592	校 599
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314	34,674	34,986
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073	33,448	33,795
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241	1,226	1,190
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.5%	3.4%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235	校 215	校 222
割合	g=f÷a	39.2%	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%	36.3%	37.1%

(単位：
億円)

○短期大学の収支状況

年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
集計学校数	a	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317	校 310	校 299
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745	1,671	1,497
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806	1,753	1,634
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5	▲ 61	▲ 82	▲ 138
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲ 4.0%	2.4%	▲ 2.3%	▲ 1.8%	0.1%	▲ 3.2%	▲ 0.3%	▲ 3.5%	▲ 4.9%	▲ 9.2%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191	校 196	校 205
割合	g=f÷a	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%	63.2%	68.6%

○高等学校の収支状況

年 度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
集計学校数	a	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301	校 1,289
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053	10,985
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727	10,672
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	59	189	134	274	275	554	452	455	326	313
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%	2.8%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290	校 530	校 582	校 586
割合	g=f÷a	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%	45.5%

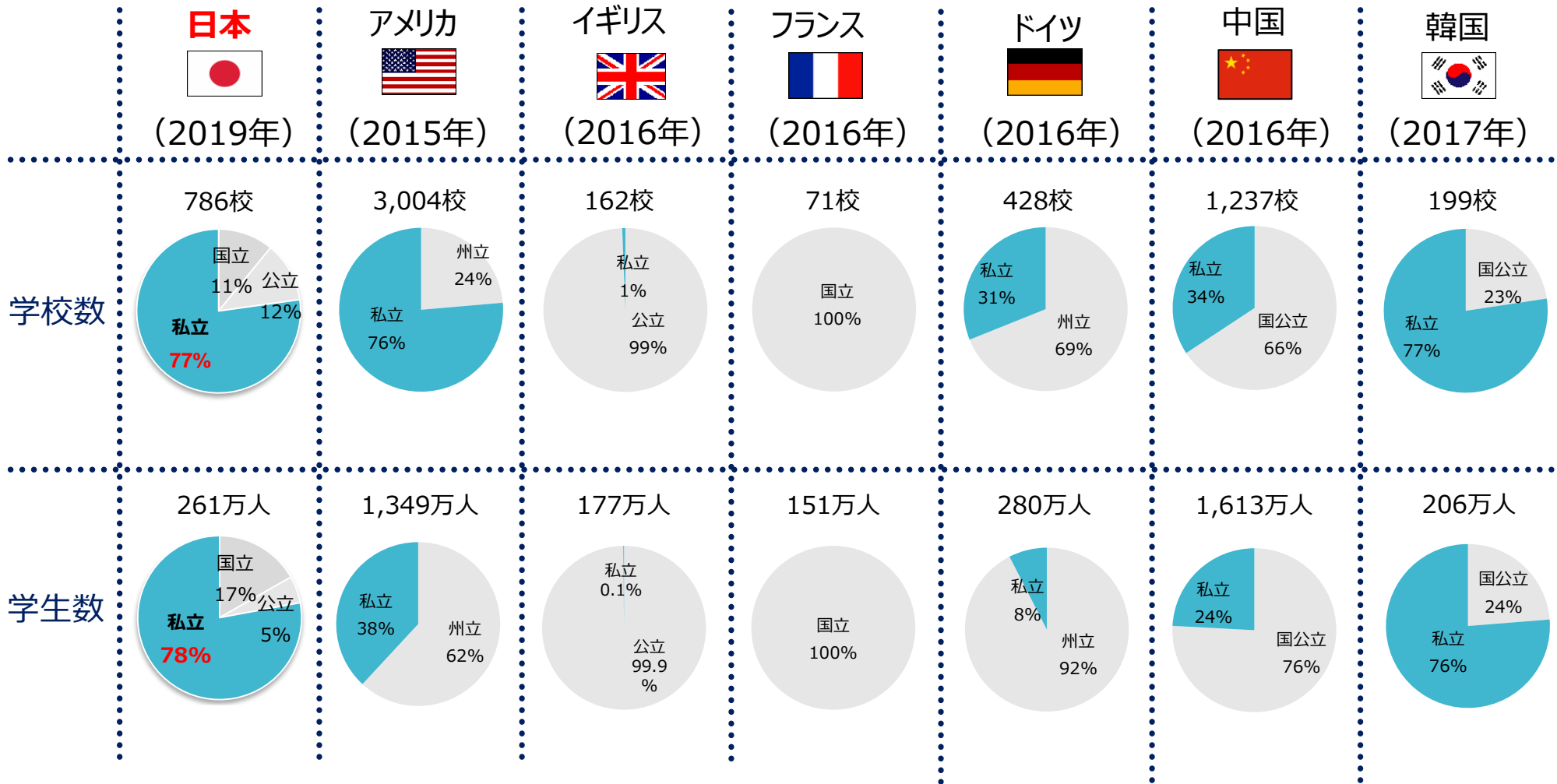
○ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何％に当たるかを見る比率である。

(※) 出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入（帰属収入）の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

学校数・学生数の国際比較

日本は私立大学が多く、学校数・学生数ともに**約8割**を占めており、諸外国と比較しても多い傾向。



注：○日本：大学（学生数は学部） ○アメリカ：総合大学（大学院含む）・その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ） ○イギリス：大学・高等教育カレッジ。私立は1校のみ。 ○フランス：大学。大学は国立機関である。大学型私立高等教育機関は存在するが（27校）、学位授与権を持たない。 ○ドイツ：総合大学・専門大学・教育大学・神学大学・芸術大学 ○中国：大学（本科） ○韓国：大学・教育大学

【出典】文部科学省「諸外国の教育統計」平成31（2019）年版、「学校基本統計（令和元年度）」

学校法人制度

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

寄附行為審査基準

学校法人会計基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・補助金
等について規律

学校法人

大学

短大

高校

専修学校

⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

学校法人の種類（所轄庁・設置校）

【所轄庁】	文部科学大臣	都道府県知事	
	学校法人 (文部科学大臣所轄学校法人)	学校法人 (都道府県知事所轄学校法人)	準学校法人 ※私学法64条4項
【設置校】	大学・高専を設置	高等学校以下のみを設置	専修・各種のみ
大学	○		
高等専門学校	○		
高等学校	○	○	
中学校	○	○	
小学校	○	○	
幼稚園	○	○	
専修学校	○	○	○
各種学校	○	○	○

私立学校の特性（主な学校種別）

	設置主体	設置基準	国による 経常的経費に 対する補助	所轄庁（学校）
大学	学校法人	大学設置基準	有	文部科学大臣
高等専門学校	学校法人	高等専門学校 設置基準	有	文部科学大臣
高等学校	学校法人	高等学校設置基準	有※	都道府県知事
中学校	学校法人	中学校設置基準	有※	都道府県知事
小学校	学校法人	小学校設置基準	有※	都道府県知事
幼稚園	原則学校法人・ 経過措置あり	幼稚園設置基準	有※ (学校法人立のみ)	都道府県知事
専修学校	制限なし	専修学校設置基準	無	都道府県知事
各種学校	制限なし	各種学校規程	無	都道府県知事

※都道府県が、私立高等学校等の教育に係る経常的経費を助成する場合、国がその一部を補助

私立学校・学校法人に対する所轄庁の指導権限について

所轄庁（文部科学省・都道府県）

行政手続法

- 相手方の協力による行政指導
（行政手続法第32条）

所掌事務の範囲内での任意の協力による行政指導

学校教育法

- 学校の設置・廃止の認可
（学校教育法第4条第1項）
- 学部等の設置・廃止の届出・措置命令
（学校教育法第4条第2項・第3項）
- 学校の閉鎖命令
（学校教育法第13条）
 - ①法令の規定に故意に違反したとき
 - ②法令の規定により文部科学大臣の命令に違反したとき
 - ③6か月以上授業を行わなかったとき
- 勧告・変更命令・廃止命令
（学校教育法第15条）

設備、授業等が法令の規定に違反しているとき

私立学校法

- 寄附行為・変更の認可・届出
（私立学校法第30条第1項・第45条）
- 措置命令・役員解任勧告
（私立学校法第60条）
 - ①学校法人が法令の規定等に違反したとき
 - ②その運営が著しく適性を欠くと認めるとき
- 解散命令（私立学校法第62条）
法令の規定に違反又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合（他の方法により監督の目的を達することができない場合）
- 報告及び検査（私立学校法第63条）

私立学校振興助成法

- 役員解職勧告等
（私立学校振興助成法第12条）
※私学助成を受ける学校法人に限る
 - ①報告聴取、質問、検査（第1号）
 - ②収容定員是正命令（第2号）
 - ③予算変更の勧告（第3号）
 - ④役員解職勧告（第4号）

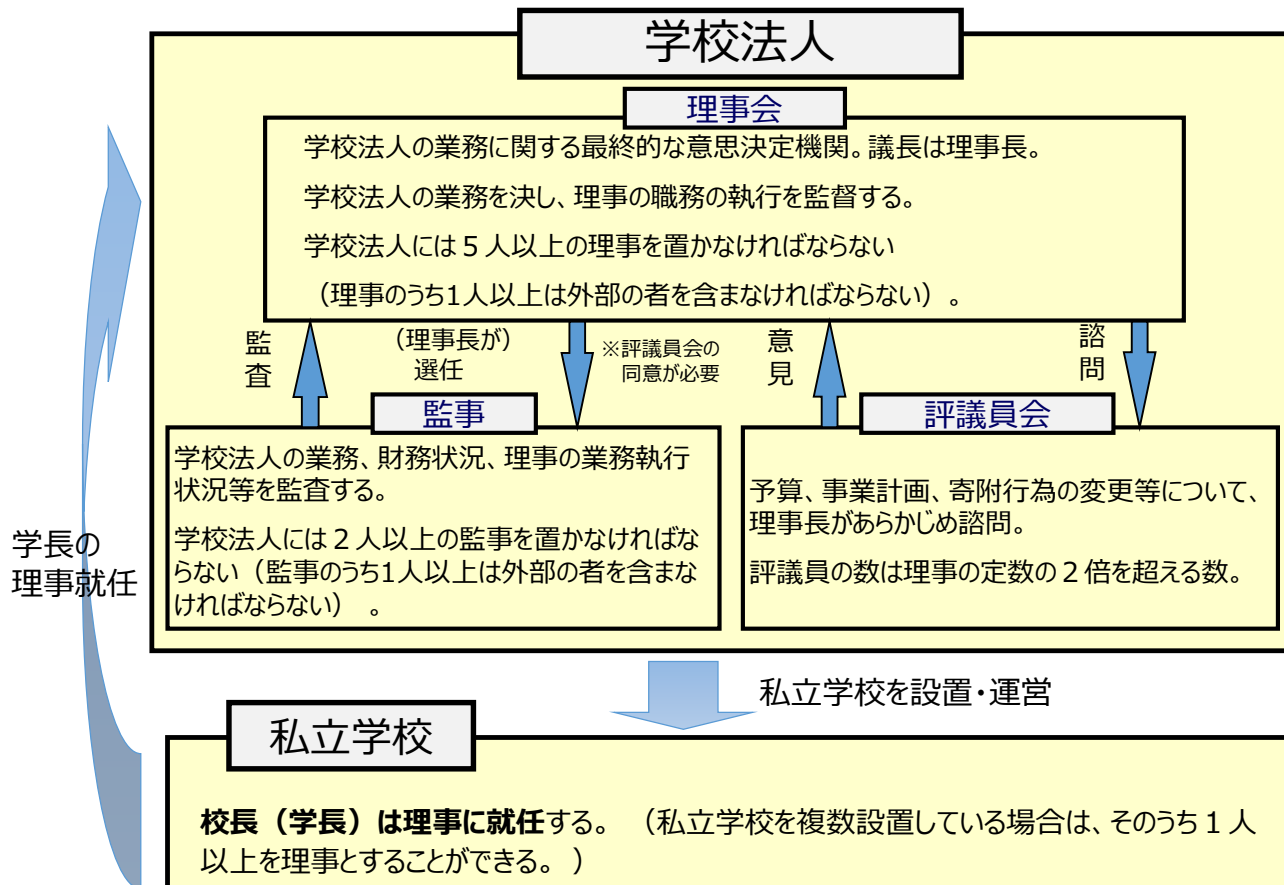
学校法人

私立学校



学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会。理事長は、寄附行為の定めるところにより選任され、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には評議員会が置かれる。評議員会は理事の定数の2倍以上の定数で組織され、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 設置する学校の学長のうち1人以上は、学校法人の理事として経営に参画する。



- 【理事長】**
 - ・学校法人を代表し、その業務を総理
- 【理事会】**
 - ・学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
 - ・理事の職務の執行を監督
 - ・私立学校の校長を理事として選任
- 【監事】**
 - ・学校法人の業務、財務状況等を監査
- 【評議員会】**
 - ・予算、事業計画、寄附行為の変更等に対する意見（理事長が予め諮問）
 - ・決算及び事業の実績に対する意見（理事長が報告）
 - ・寄附行為で定める事項を評議員会の議決を要するとすることができる

平成16年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、**様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化**のため、各学校法人における**管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進**し、あわせて、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行ったもの。

2. 概要

- (1) 学校法人における管理運営制度の改善 ※詳細は次頁参照
理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。
- (2) 財務情報の公開 (第47条関係)
学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、毎会計年度終了後二カ月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととし、あわせて、これらの書類及び監事の作成する監査報告書の関係者への閲覧を義務付ける。
- (3) 私立学校審議会の構成の見直し (第10条関係)
各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

3. 施行期日

平成17年4月1日

○ 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（抜粋）

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。（第36条関係）

イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。（第37条第1項関係）

ウ 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。（第37条第2項及び第49条関係）

エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者（以下「外部理事」という。）を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。（第38条第5項及び第6項関係）

オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。（第30条関係）

② 監事制度の改善

ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。（第37条第3項関係）

イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。（第38条第4項及び第39条関係）

③ 評議員会制度の改善

ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。（第42条第1項関係）

イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。（第46条関係）

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

③ 評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

私立学校の**自主性を尊重しつつ**、私学全体に対する不信感につながるような**異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備**。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員の解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日（平成26年4月2日）

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律 イメージ

赤枠 の措置を新たに設け、異例の事態に適切に対応。

学校法人



学校法人の運営が
法令違反・著しく不適正
な状態

運営改善

学生等の保護

学校法人の
健全・持続的
な運営へ

改善

所轄庁

報告徴収
・
立入検査

私立学校法第63条

違反の
事実等
を確認

弁明の
機会付与

第3項・第4項

意見聴取

第2項

措置命令

第1項

従わない
場合

役員
の
解任勧告

第9項

違反

解散命令

私立学校法第62条

私立学校法第60条

留意点

- 報告徴収・立入検査を行う際は、私立学校審議会等と連携し、私立学校審議会等の意見を聴くことが望ましい。
- 学校法人に法令違反等の事実が確認された場合は、理事の忠実義務違反が問われる可能性がある。

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

➤責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化

- 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
・「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
- 役員●の責任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
- 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
- 評議員会機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など）
等

学校法人の情報公開の推進

➤積極的な情報公開と経営状況の「見える化」

- 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表（文部科学大臣所轄法人）
・事業報告書の記載内容の充実
- 寄附行為、役員等名簿の公開 等

学校法人の経営の強化

※ ○ は法改正事項

➤連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化

- ・ 連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・ 学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
- ・ 新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショート●の恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文部科学大臣所轄法人）
等

学校法人の破綻処理手続の明確化

➤破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実

- 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続及び破産申立の円滑化
- ・ 学生のセーフティネットの充実（コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理） 等

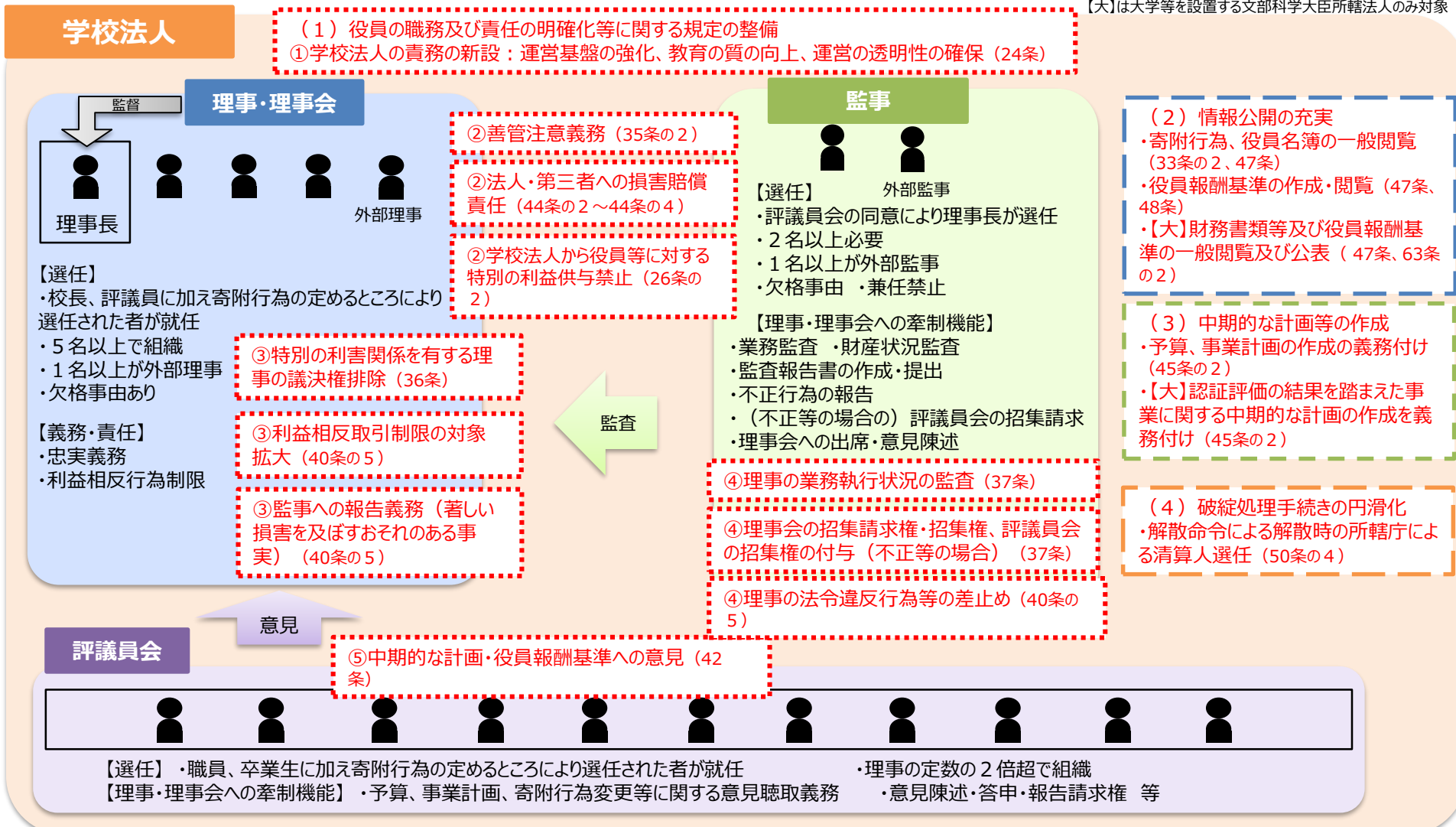
令和元年私立学校法の改正について（概要）

令和2年4月1日施行

改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
 (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



学校法人のガバナンス改革に関する要請事項

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成31年4月10日
衆議院文部科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長又は理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日
参議院文教科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革（注）につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

新経済・財政再生計画改革工程表2020（抄）

令和2年12月18日
令和2年第20回経済財政諮問会議

5-7 その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	←	12. 公益法人のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人の更なるガバナンスの強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 《内閣府公益認定等委員会事務局》	→		
—	←	13. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。 《文部科学省》	→		

学校法人のガバナンスに関する有識者会議

- 公益法人としての学校法人制度について、令和元年の私立学校法改正や社会福祉法人制度改革、公益団・財団法人制度の改革を踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のための検討を行うため、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催する。
- 内閣府で開催される「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」における公益団・財団法人のガバナンス機能の発揮のための制度見直しの検討動向も踏まえる。

審議状況

令和2年

- 第1回（1月17日）意見交換
- 第2回（2月28日）・第3回（5月20日）
個別事案の検討、大阪府ヒアリング
- 第4回（7月17日）主な意見の確認
- 第5回（8月24日）認証評価について
- 第6回（10月5日）内閣府ヒアリング
- 第7回（10月28日）意見交換
- 第8回（11月19日）大学団体ヒアリング
- 懇談会（12月10日）海外事情について

令和3年

- 第9回（1月21日）骨子案の審議
- 第10回（2月24日）・第11回（3月2日）
取りまとめ案の審議

委員一覧

- | | |
|--------|---------------------------|
| ◎能見 善久 | 東京大学名誉教授 |
| 井原 徹 | 学校法人白梅学園理事長 |
| 岡田 譲治 | 日本監査役協会前会長・最高顧問 |
| 梶川 融 | 太陽有限責任監査法人代表社員・会長 |
| 北城 恪太郎 | 学校法人国際基督教大学前理事長、日本IBM元会長 |
| 酒井 邦彦 | TMI総合法律事務所弁護士、元広島高等検察庁検事長 |
| 野村 修也 | 中央大学法科大学院教授 |
| 長谷山 彰 | 慶應義塾長 |
| 八田 進二 | 青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授 |
| 両角 亜希子 | 東京大学大学院教育学研究科准教授 |

◎：座長



学校法人のガバナンスに関する有識者会議（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/102/index.htm

「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」【概要】

令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議

基本的な認識

- ガバナンスとは、誠実・高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合には解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み。法的枠組みに加え、ガバナンス・コードの段階的な充実、各法人の自治の見直し・情報開示を徹底。
- 本まとめは**大学を設置する法人の基本的な方向性**を提示。制度・運用の詳細や学校種・規模等に応じた簡素な在り方の検討を文部科学省に提言。

評議員会の基本的な職務

- 評議員会は、幅広い議論と法人運営への意見反映の中核的機能を維持する。その上で、チェック・監督機能のさらなる強化のため、**役員の選解任を行う**とともに、**運営の重要事項について議決を行う**こととする。
- **一定の重要事項**（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準など）は、**評議員会の同意、承認等の議決を要する**こととする。**決算・事業実績は、評議員会が承認の議決を行う**こととする。
- **評議員による書類交付請求、解任の訴え、違法行為差止請求等の仕組みを導入**する。見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、責任追及の在り方を検討する。

役員の選解任の在り方

- **役員の選任は、評議員会が行う**こととする。
- 現在の校長理事の制度は維持する。**評議員のうちから理事が選任される場合、選任に当たり評議員の辞任**を求める。
- 理事会全体の知識・経験・能力バランスや理事のカテゴリーに応じた確保方針、学外者を含む指名委員会の活用など、役員選任議案の理事会提案の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込む。
- **役員の解任は、評議員会が行い、職務義務違反等の解任事由を定める**。校長理事は、理事としての解任を可能とする。

評議員の在り方

- 学校を取り巻く**多様なステークホルダーを反映**するよう**構成を見直す**。
- **各役員・評議員の親族・特殊関係者は、評議員就任を禁じる**。
- **学内関係者の割合に上限**を課し、段階的に引き下げる。**監視局面では理事兼務者の議決権の除斥**を求め、人材確保を見極めつつ**兼務禁止**に取り組む。
- **理事による評議員の選解任は、認めない**こととする。
- 評議員の選任方法や属性、構成割合の状況に関する考え方の説明・公表をガバナンス・コードに盛り込む。
- **解任の訴えの仕組みを整備し、大臣の解任勧告の対象に評議員を加える**。
- 評議員の善管注意義務は現在も解釈上あり、特別の義務を一律に定めない。

評議員会の運営

- 理事会が議題・議案を招集前に定めることとする。
- 議決事項について**評議員による招集請求**や**議題・議案提案**を可能とする。
- 評議員会の議事録作成を義務化する。
- 評議員会以外の場も含む情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話の推進をガバナンス・コードに盛り込む。

理事会・監事の職務等

- **理事長の選定・解職は、理事会が行う**こととする。
- 理事長像の策定、学外者を含む指名委員会の活用など、理事長選定プロセスの透明化の工夫、理事会全体の実効性評価をガバナンス・コードに盛り込む。
- **業務執行理事の位置付けと決定手続**を定め、理事長・業務執行理事に**理事会への一定期間ごとの報告義務**を課す。理事会の議事録作成を義務化する。
- 外部役員の外部独立性は、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、将来的に強化する方向で検討する。
- **監事の選解任は、評議員会が行う**こととする。
- **各理事の親族・特殊関係者は、監事就任を禁じる**。
- 監事の任期は、理事と同等以上とする。監事の選解任議案について、辞任・解任監事を含め、監事の意見確認を求める。
- 理事会の招集通知の対象に監事に加え、議事録を監事も確認することとする。

監査体制、ガバナンスの自律性等

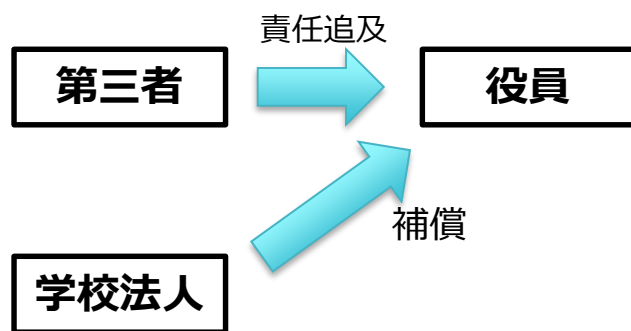
- 法人規模等に応じ、**会計監査**の義務付けの検討、**内部統制システムの整備の義務付け**を行う。内部通報の体制整備をガバナンス・コードに盛り込む。
- 法人の**ガバナンスに関する情報**（評議員の構成、理事の選任方針など）を**事業報告書の開示事項**に定める。ガバナンス・コードは、遵守状況の公表を推進するとともに、早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指す。
- **組織に関する訴えの出訴期間、当事者適格等を整備**する。
- 特別背任、目的外投機取引、贈収賄、不正認可取得の**罰則を導入**する。
- 「寄附行為」の用語は分かりやすい用語にするよう改めて検討する。
- 見直し後の公益法人制度も踏まえ、残余財産に対する所轄庁の関与を検討する。38

会社法改正に伴う私立学校法等の改正①

1. 会社法整備法による**私立学校法**の改正について

- 令和元年会社法改正に合わせ、学校法人の役員についても「**補償契約**」「**役員賠償責任保険契約**」の**位置付けを明確化**する改正が行われた（改正私立学校法第40条の5で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の2・第118条の3）。
- 施行日 令和3年3月1日 ※会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日

①補償契約（準用一般法人法第118条の2）



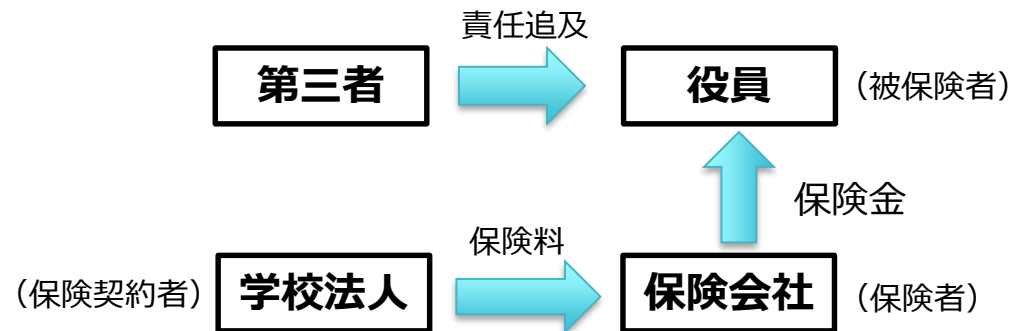
法人・役員間の契約で以下の費用を補償

- ✓ 防御のための弁護士費用等
- ✓ 損害賠償・和解による支出

契約内容を決定するには**理事会の決議**が必要

※利益相反行為の関連規定（第40条の5で準用する一般法人法第84条第1項・第92条第2項、民法第108条等）は不適用

②役員賠償責任保険契約（準用一般法人法第118条の3）



法人・保険会社間の保険契約で以下の損害を填補

- ✓ 防御のための弁護士費用等
- ✓ 損害賠償・和解による支出

契約内容を決定するには**理事会の決議**が必要

※利益相反行為の関連規定（第40条の5で準用する一般法人法第84条第1項・第92条第2項、民法第108条等）は不適用

会社法改正に伴う私立学校法等の改正②

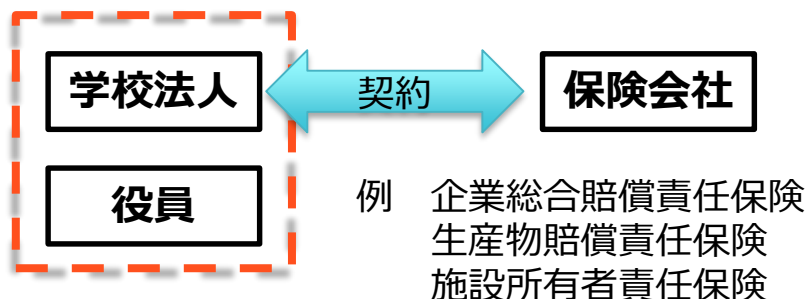
2. 私立学校法施行規則の改正について

- ❑ 会社法改正に伴う私立学校法の改正により、役員損害賠償責任保険契約の法的位置づけが明確化され、契約内容の決定には学校法人の理事会の決議を要することとされた（改正私立学校法第40条の5で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の3）。
- ❑ 改正私学法において、「契約締結により被保険者たる役員の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約として文部科学省令で定めるもの」は、理事会決議手続の適用除外とされているところ、**適用除外となる保険契約の範囲を私立学校法施行規則に定めた（第3条の5）**。
- ❑ 施行日 令和3年3月1日 ※会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日

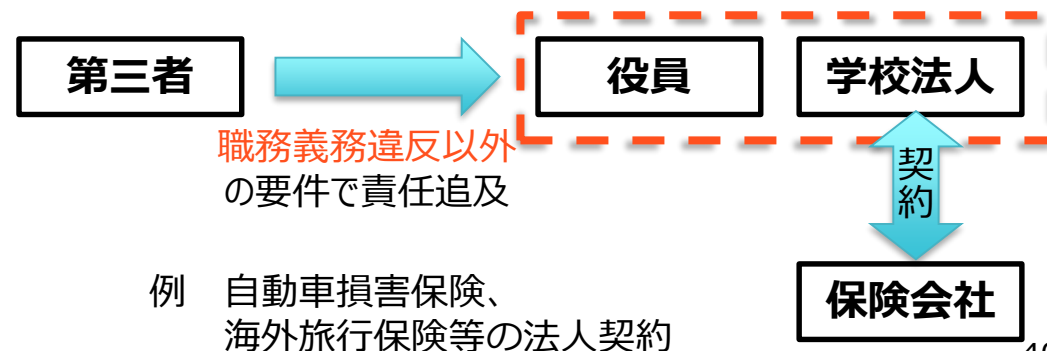
主な改正の概要

役員賠償責任保険契約のうち、**理事会決議手続の適用除外とされる「契約締結により被保険者たる役員の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約」**として、以下の2つを定める。（第3条の5の新設）

- ① 法人が負う損害賠償責任について法人を被保険者とする責任保険契約で、**附帯して役員を被保険者とするもの**のうち、**法人の損害填補を主たる目的とするもの**



- ② 役員が個別に負う賠償責任について役員を被保険者として法人が締結する責任保険契約のうち、**役員の職務義務違反に関連を有しない部分**



会社法改正に伴う私立学校法等の改正③

3. 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（令和3年2月3日付私学部長通知）

施行通知において、留意事項として以下の**4項目**をお示ししていますので、運用に当たって御留意をお願いします。

① 役員**の責任の明確化**及び**事業報告書**の取扱い

- ❑ 役員**の責任の明確化**に当たっては、役員**の職務執行の委縮**を防ぐとともに、役員と学校法人**の利益相反**や役員**の任務懈怠**の懸念が生じないようにすること。
- ❑ 補償契約、役員賠償責任保険契約、責任限定契約等を締結している場合は、内容等を事業報告書に記載し、事業実績の一環として評議員会に適切に報告すること。

③ 補償契約に基づく補償に係る報告についての**理事会議事録**の取扱い

- ❑ 補償契約に基づき補償を実行した理事・補償を受けた理事が当該補償について理事会に報告した際に、述べられた意見・発言概要を理事会の議事録に記載すること。

② 補償契約又は役員賠償責任保険契約の**内容の決定**

- ❑ 理事会の決議によるべき場合は、新規に契約を締結する場合のみならず、契約の変更や更新についても、契約期間・対象者等の主たる契約内容の変更を伴う場合が含まれること。
- ❑ 理事会による決定を、理事会から特定の理事や常任理事会等に委ねることは想定されないこと。

④ 役員賠償責任保険契約の保険料に係る**税務**上の取扱い

- ❑ 私立学校法の規律に適切に従って、学校法人が役員賠償責任保険契約の保険料を負担した場合には、当該保険料の負担は被保険者たる役員個人への経済的利益の供与ではなく、当該役員個人に対する給与課税を行う必要はないこと。

理事会・評議員会等の現状

理事の職務等に関する規定

○私立学校法

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(役員の仕事等)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

理事の職務等に関する規定

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）
 - 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）
 - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。
- 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
- 8 次に掲げる者は、役員となることができない。
- 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員を補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

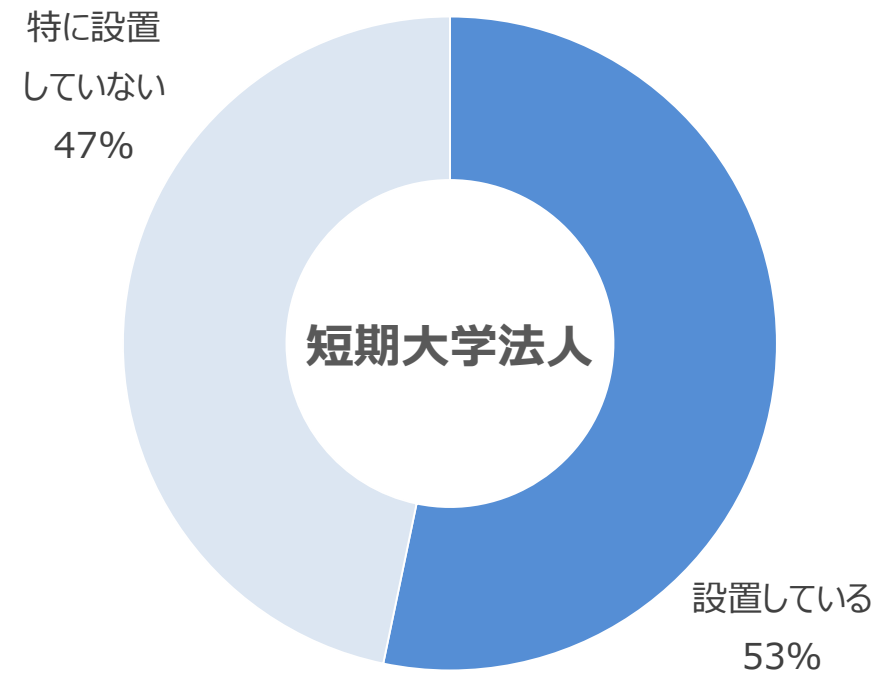
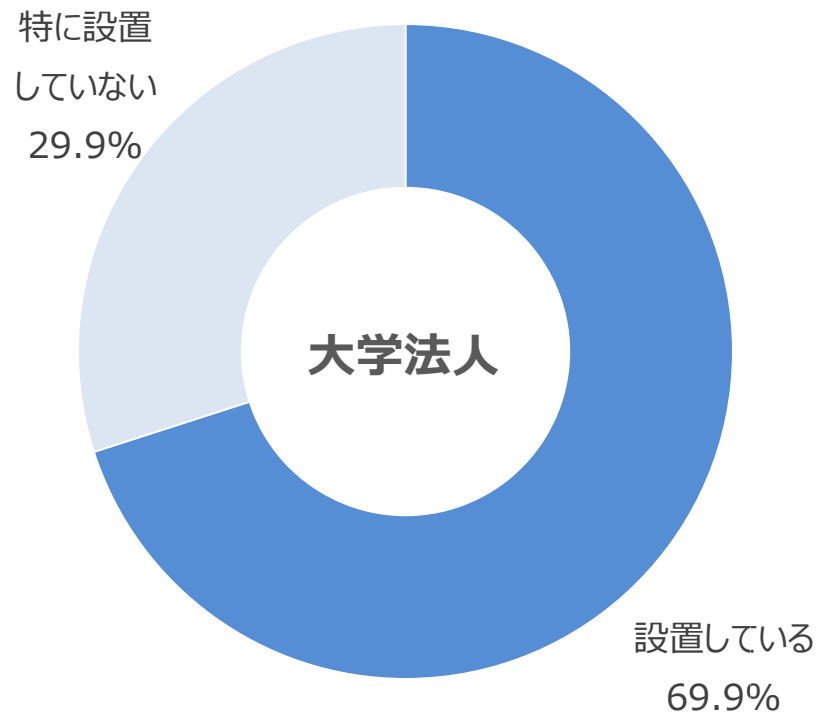
○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び財団法人に関する法律の読替え

(理事の報告義務)

第八十五条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

常任理事会等の設置

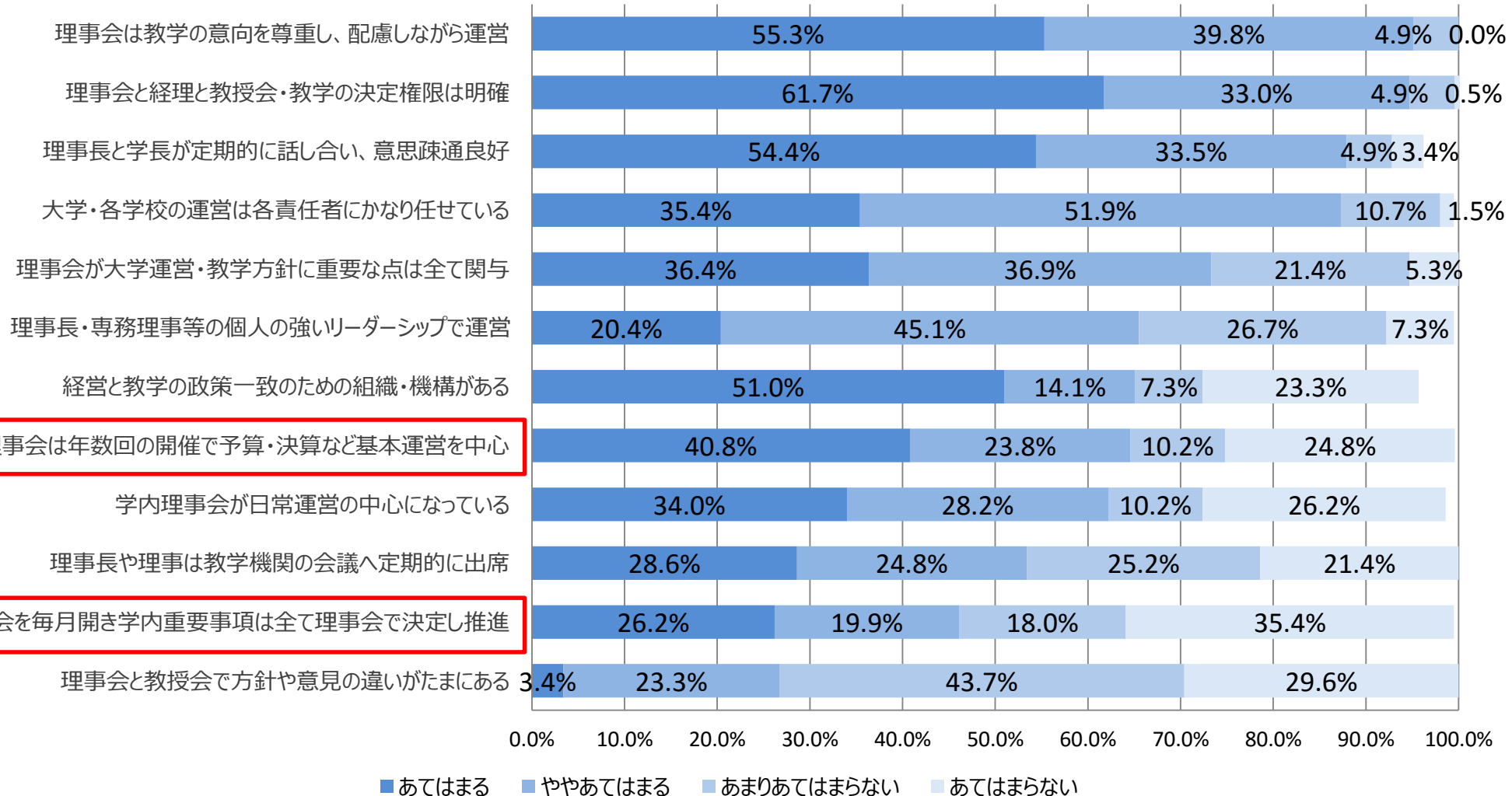
法人運営について日常的に協議等を行う常任理事会等を設置している学校法人は、大学法人で全体の**約7割**、短期大学法人で**約5割強**である。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

理事会運営

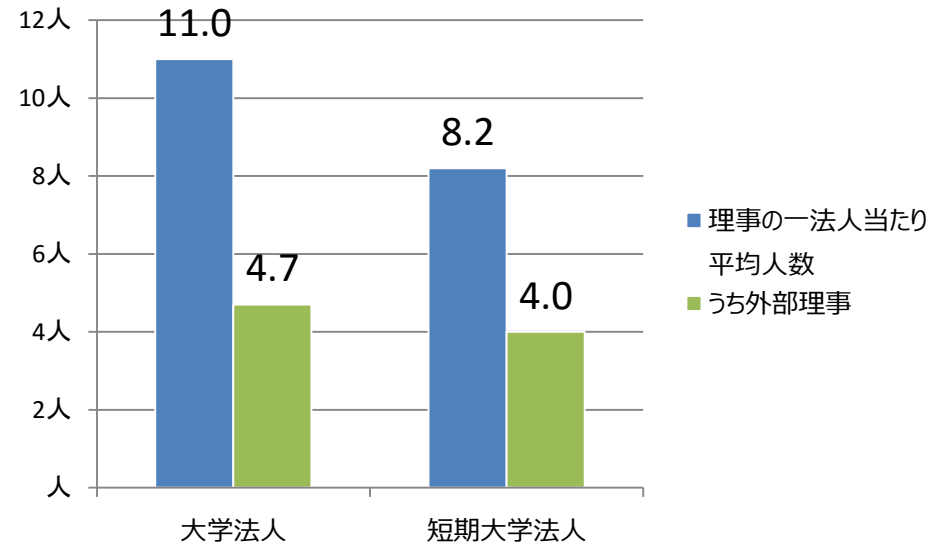
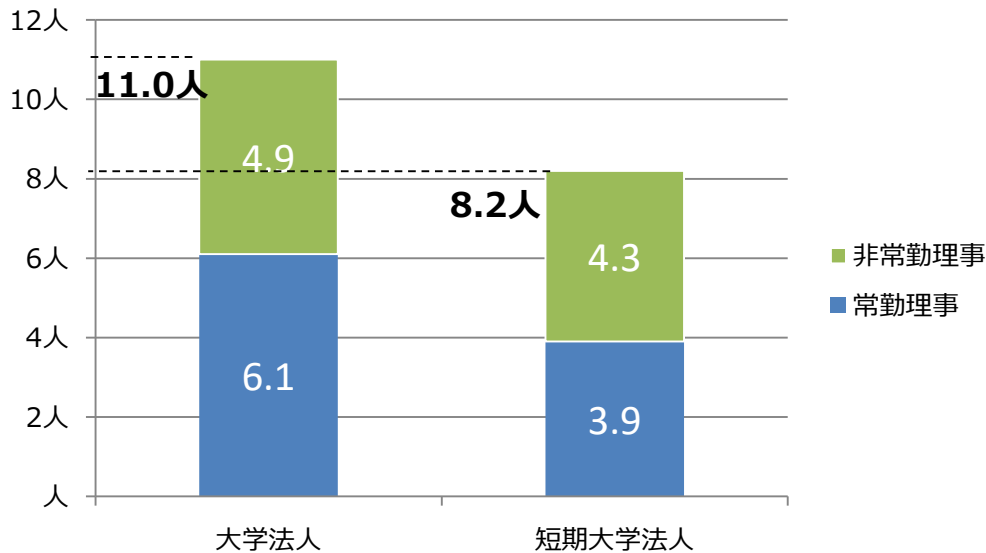
理事会運営の実態においては、「毎月開催し重要事項はすべて理事会で決める」大学よりも「年数回の開催で、予算・決算など基本運営が中心」である大学が上回る。



(出典) 私学高等教育研究所「私立大学の中長期経営システムに関する実態調査(速報)」平成24年3月より作成。
調査対象は日本私立大学協会に加盟している大学389校(有効回答数206校)

理事の人数

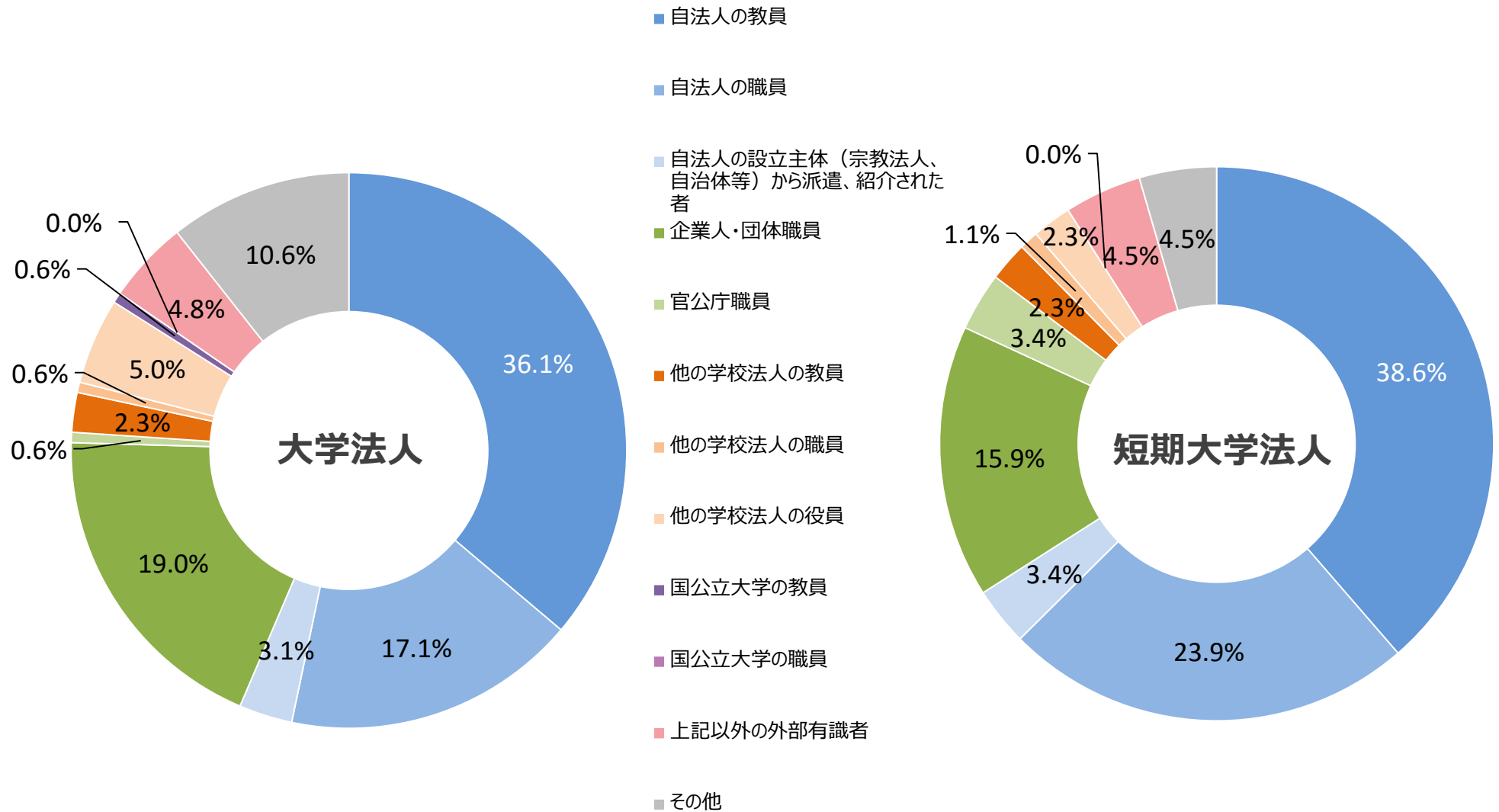
大学法人の理事は全国平均で常勤理事6.1人、非常勤理事4.9人の計**11.0人**であり、このうち私立学校法に定める外部理事は**4.7人**となっている。短期大学法人の理事は全国平均で常勤理事3.9人、非常勤理事4.3人の計**8.2人**であり、このうち私立学校法に定める外部理事は**4.0人**となっている。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

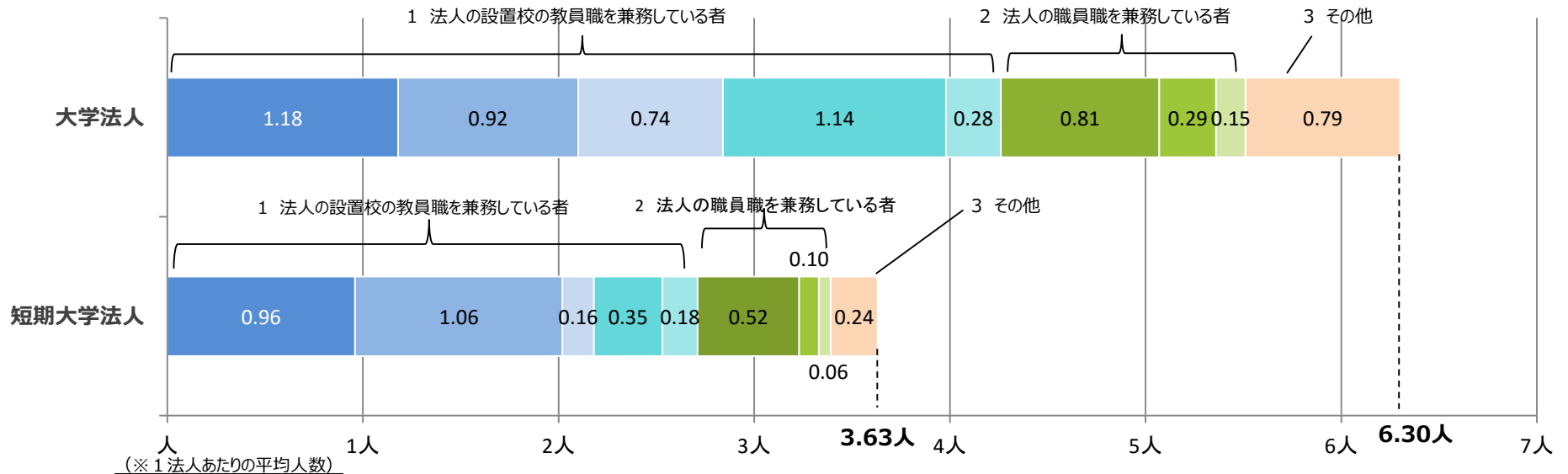
理事長の経歴

大学法人・短期大学法人ともに、**半数以上**の理事長は、**自法人の教職員**から選出されている。



常勤理事の経歴

- 大学法人の常勤理事の兼務内容は、大学・短期大学の**学長1.18人**、大学・短期大学の**教員1.14人**、大学・短期大学以外の**設置校の長0.92人**の順で分布している。
- 短期大学法人の常勤理事の兼務内容は、短期大学以外の**設置校の長1.06人**、短期大学の**学長0.96人**、**事務局長相当職0.52人**の順で分布している。

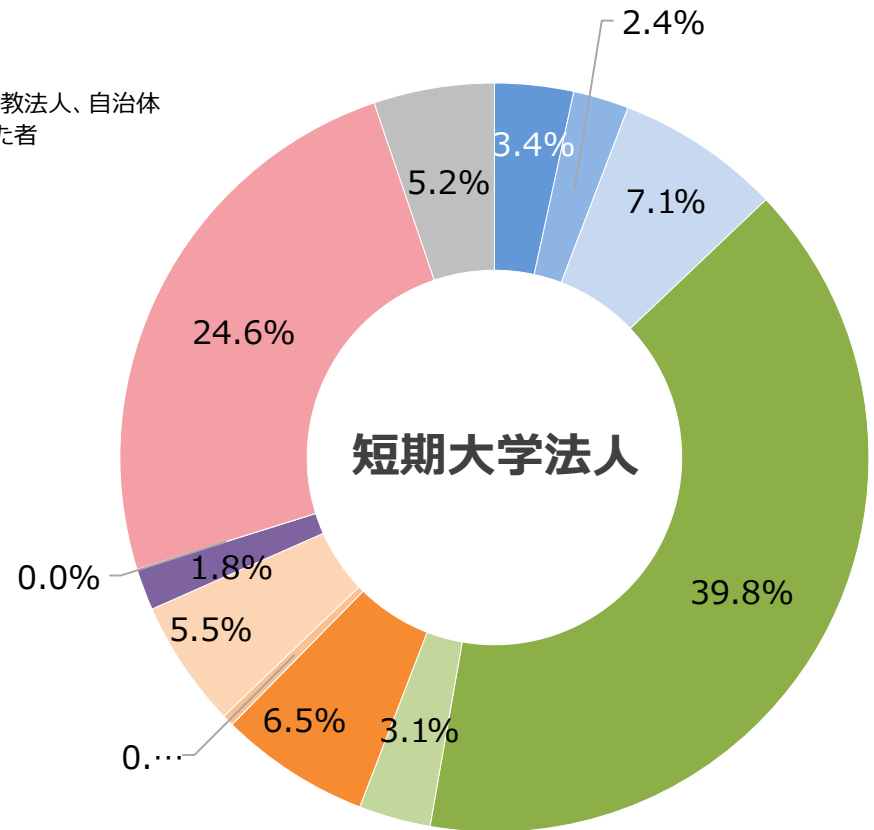
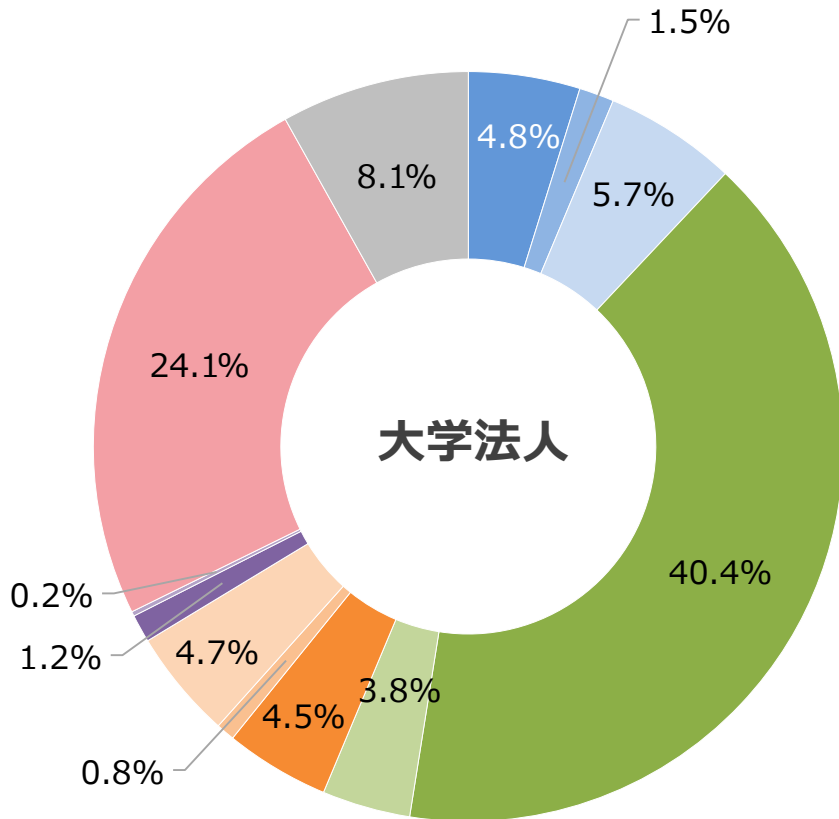


- 1 法人の設置校の教員職を兼務している者
 - 1-a 学長
 - 1-b 大学・短期大学以外の設置校の長 (校長、園長等)
 - 1-c 学部長 (短期大学においては学科長)
 - 1-d a,c以外の大学・短期大学の教員
 - 1-e その他の教員
- 2 法人の職員職を兼務している者
 - 2-a 事務局長相当職
 - 2-b 部長相当職
 - 2-c その他の職員
- 3 その他

外部理事の経歴

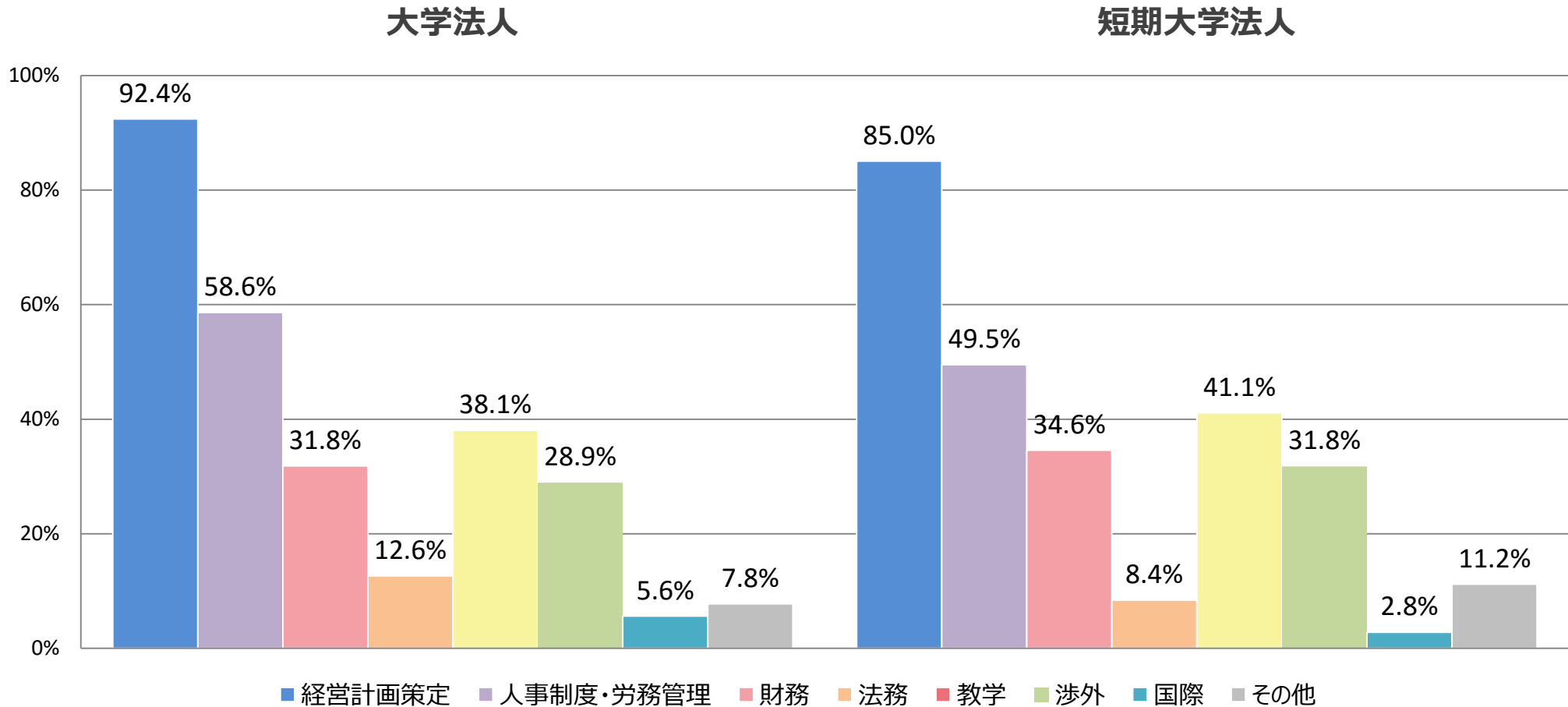
大学法人では**企業人・団体職員が40.4%**、**外部有識者24.1%**の順で分布。短期大学法人では**企業人・団体職員が39.8%**、**外部有識者24.6%**の順で分布。

- 自法人の教員
- 自法人の職員
- 自法人の設立主体（宗教法人、自治体等）から派遣・紹介された者
- 企業人・団体職員
- 官公庁職員
- 他の学校法人の教員
- 他の学校法人の職員
- 他の学校法人の役員
- 国立大学の教員
- 国立大学の職員
- 上記以外の外部有識者
- その他



現在の外部理事の役割

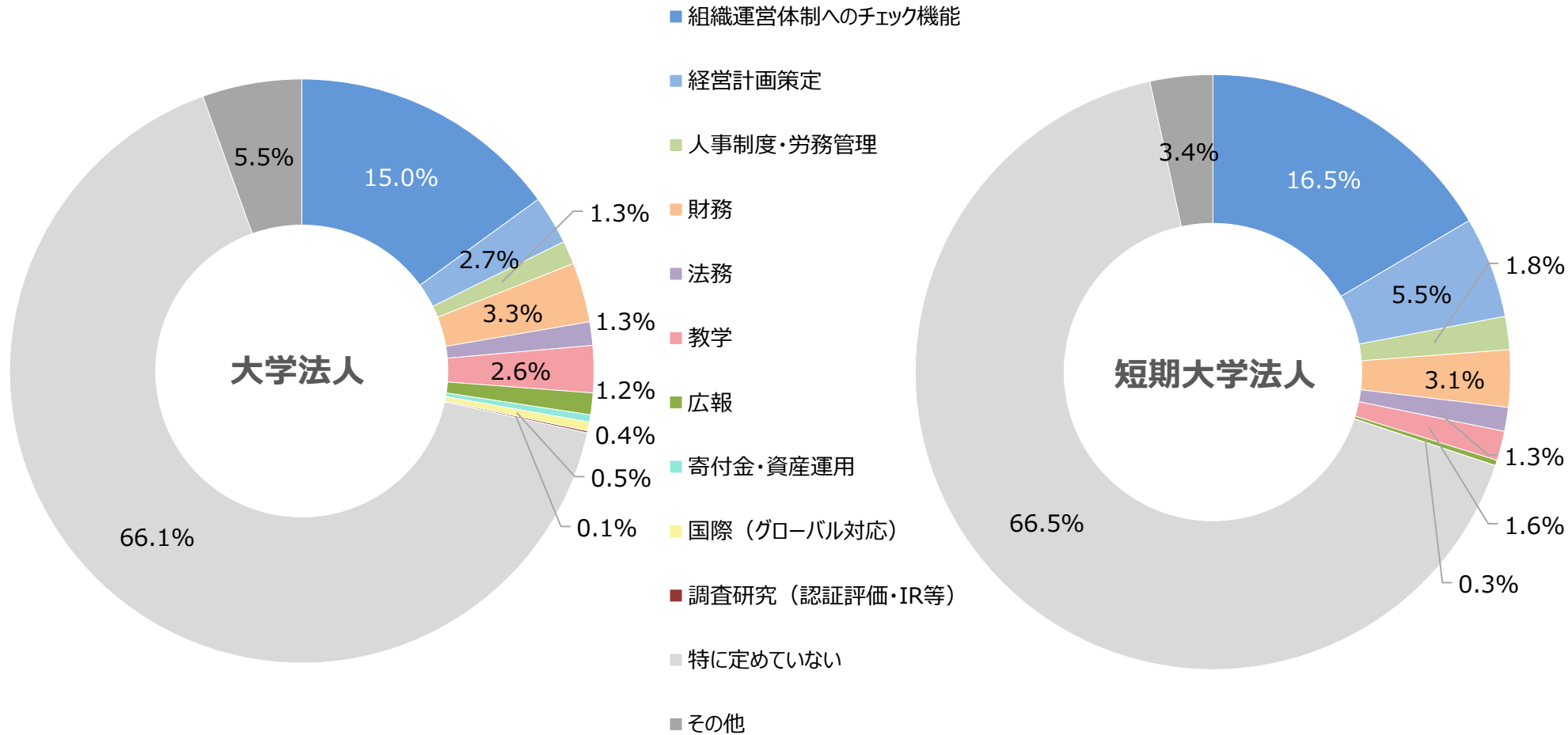
大学法人・短期大学法人ともに「経営計画策定」が最も多く、次いで「人事制度・労務管理」「教学」と続いている。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

外部理事の担当職務

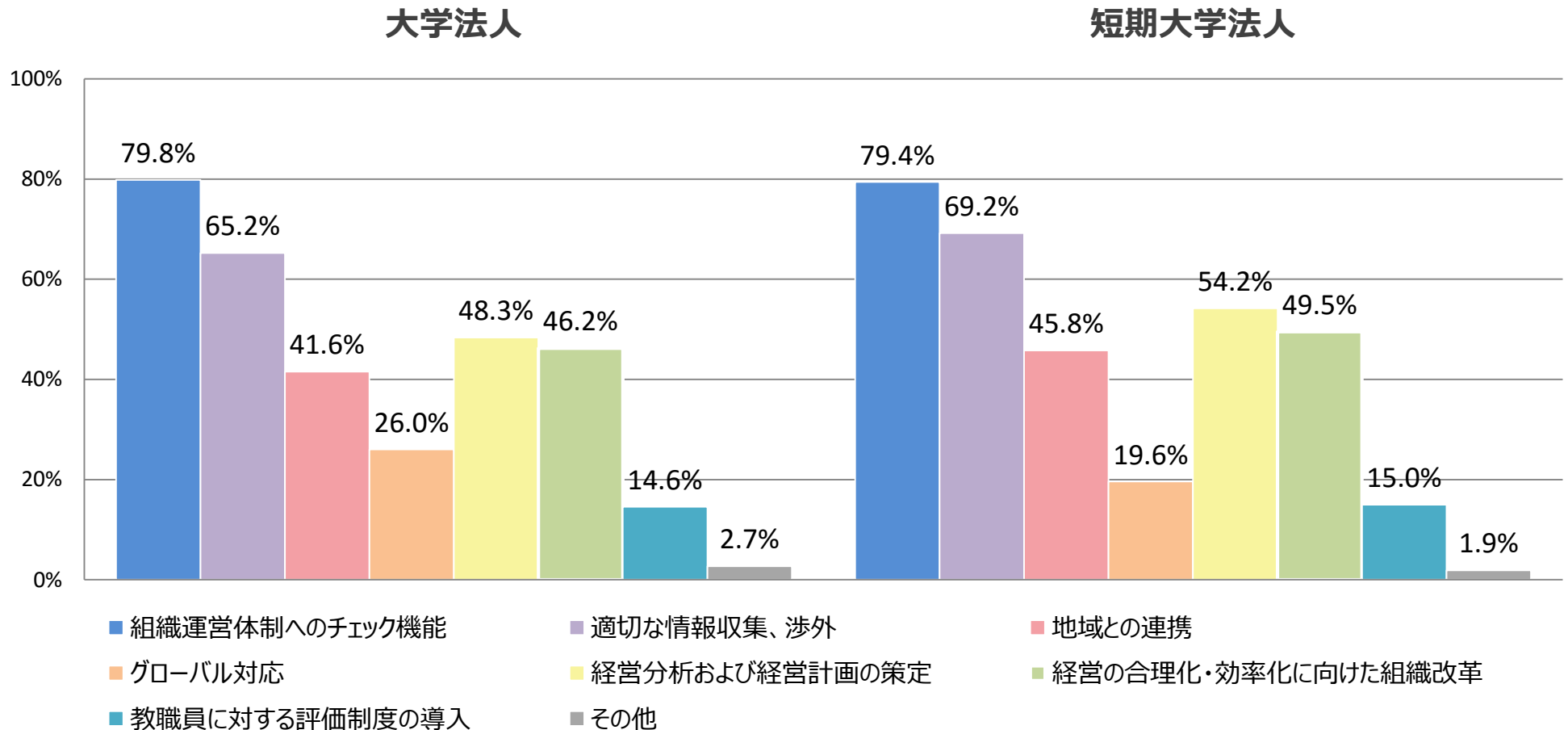
大学法人・短期大学法人ともに、過半数の法人が外部理事の担当職務を特に定めていない。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

外部理事に今後期待する役割

大学法人・短期大学法人ともに「組織運営体制へのチェック機能」が最も多く、次いで「適切な情報収集・渉外」「経営分析・経営計画策定」が続く。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

評議員の職務等に関する規定

○私立学校法

(評議員会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 寄附行為の変更

六 合併

七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとしてすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

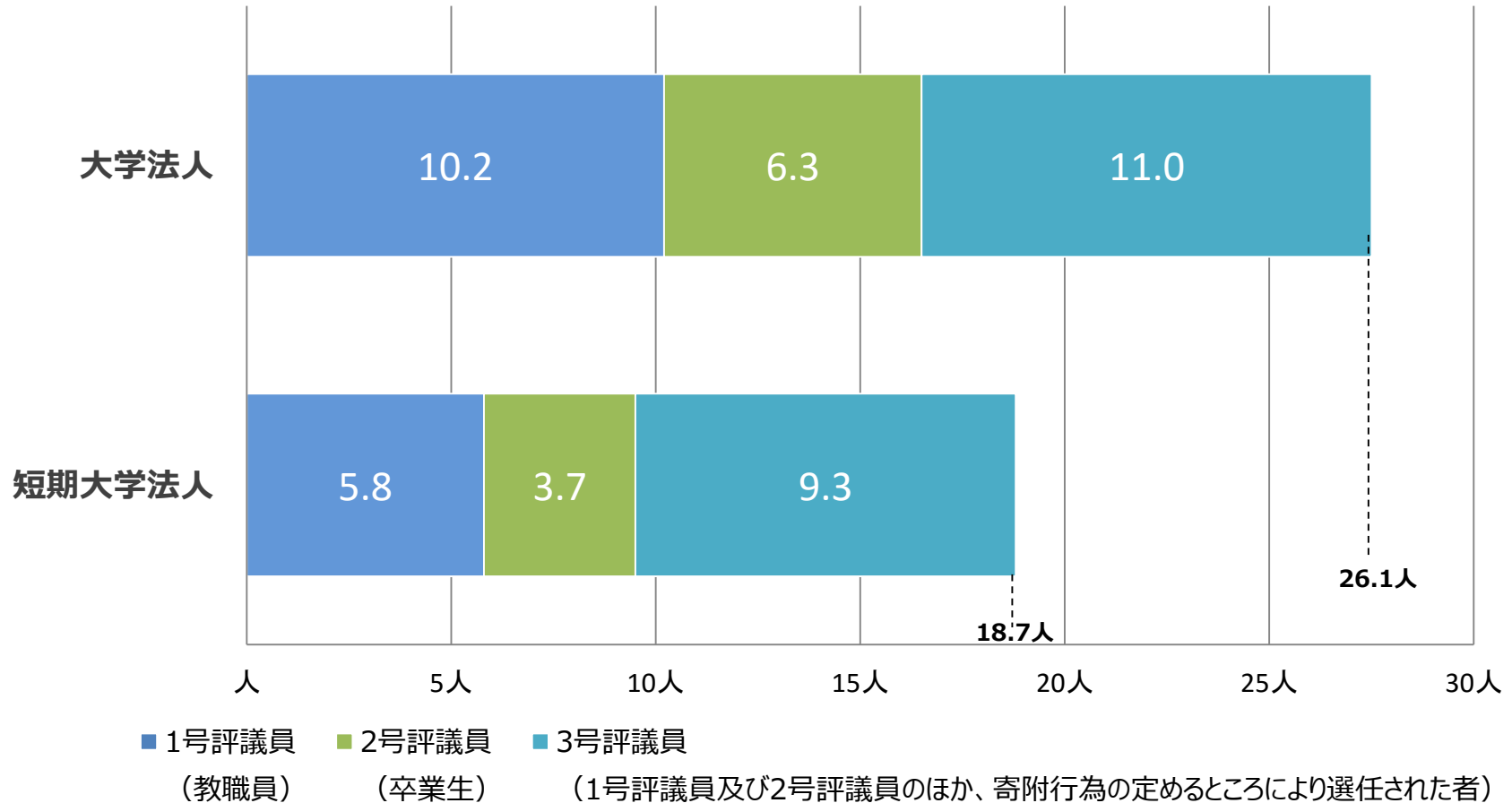
二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

評議員の人数

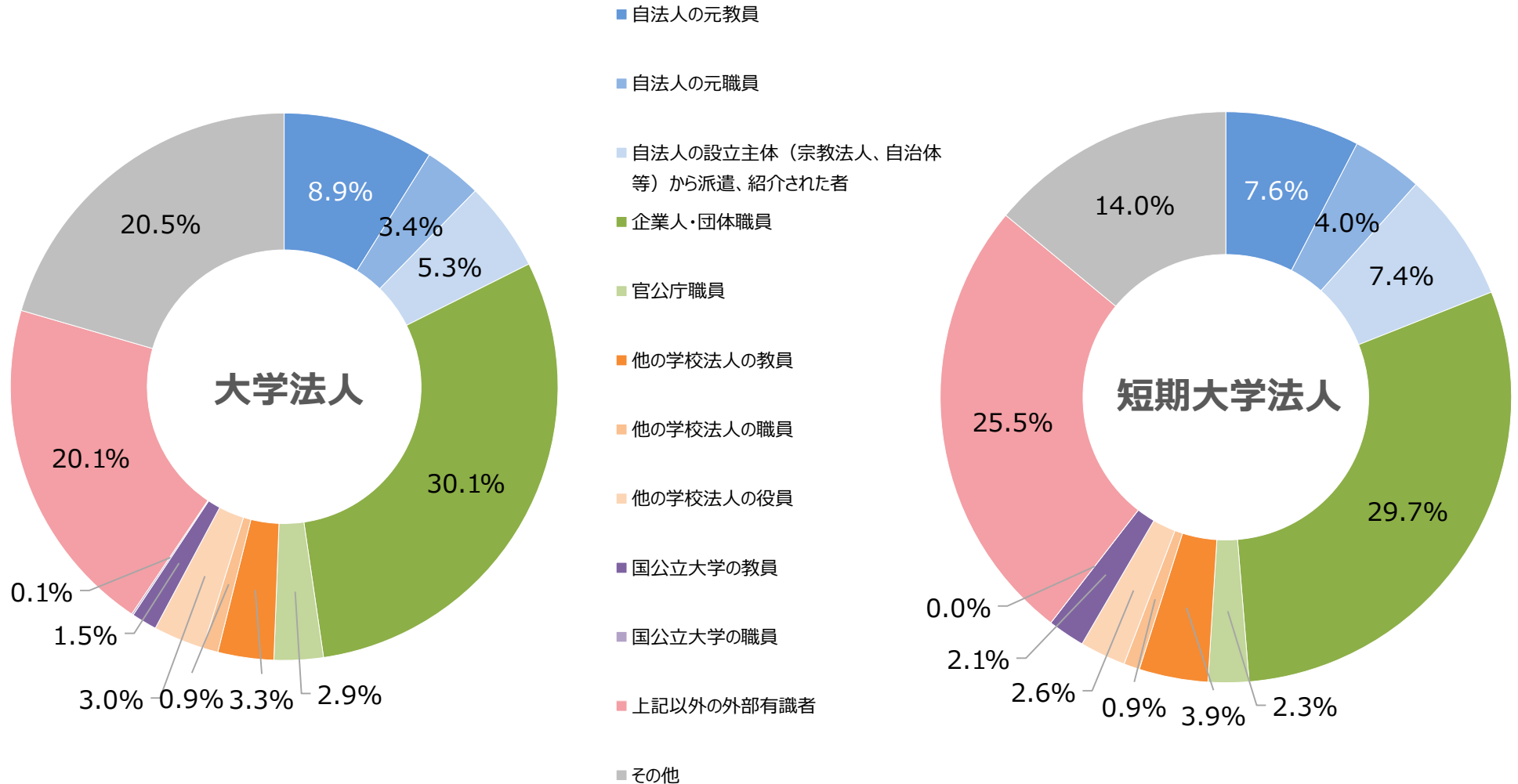
- 評議員の平均人数は大学法人で**26.1人**、短期大学法人で**18.7人**。
- 大学法人では1号評議員（教職員）と3号評議員（寄附行為の定めるところにより選任された者）が約4割、2号評議員（卒業生）が約2割。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

3号評議員の経歴

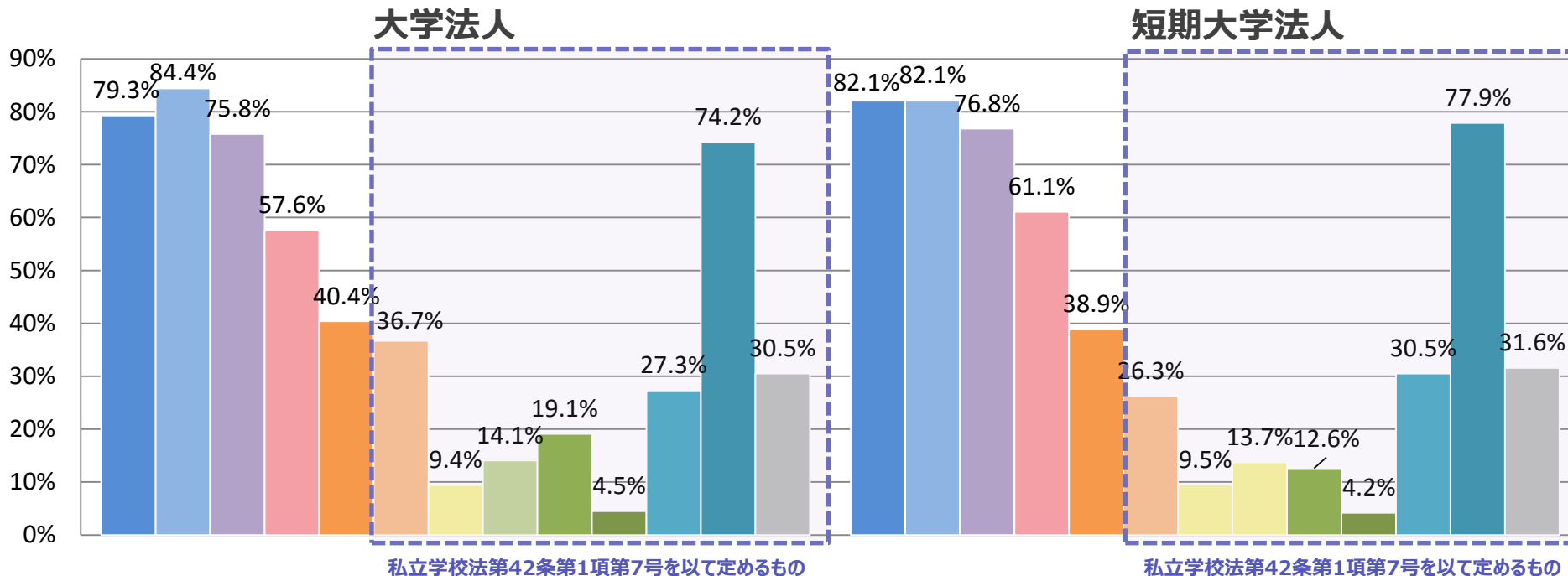
大学法人・短期大学法人とも「**企業人・団体職員**」が**3割程度**を占めている。



評議員会への諮問事項（※私立学校法第42条第1項第7号）

学校法人が評議員会への諮問事項としている内容のうち、私立学校法第42条第1項第7号を以て定めるものについては、大学法人・短期大学法人ともに、「**寄附金の募集**」が最多。

※ 第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
一～六（略）
七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの



- 予算・借入・財務処分
- 寄付行為の変更
- 収益事業に関する事項
- 理事長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 法人運営に関する重要な規定（組織・人事・財務等）の改廃
- その他

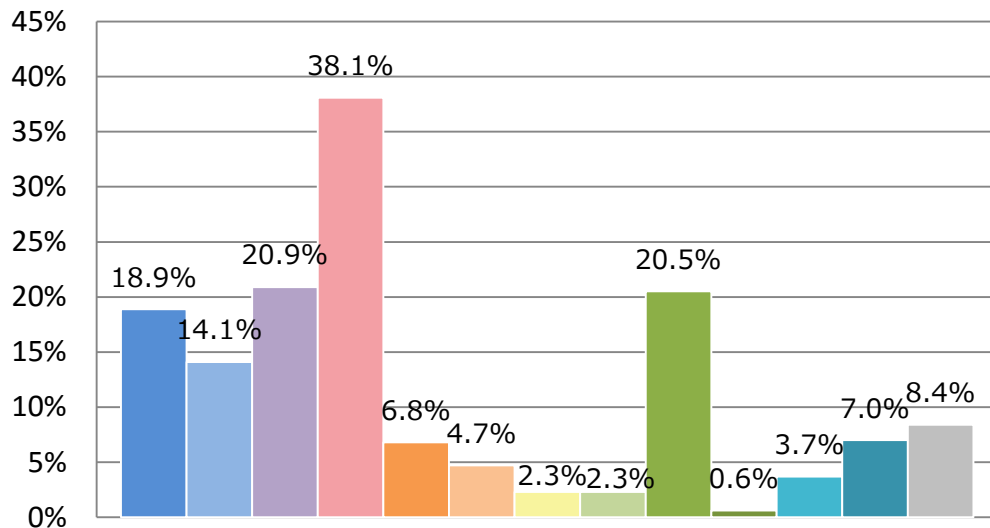
- 事業計画
- 法人の合併・解散
- 学部・学科等の設置
- 学長にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 寄附金の募集

学校法人が寄附行為に評議員会の議決を要するものと位置付けている諮問事項については、大学法人・短期大学法人ともに、「寄附行為の変更」「法人の合併・解散」「理事その他役員にかかる人事」が多い。

※ 第四十二条 (略)

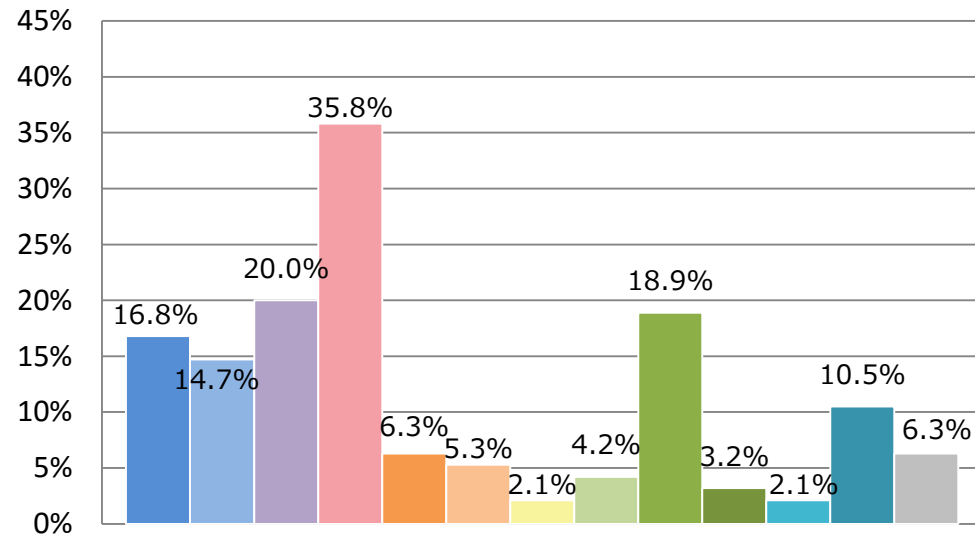
2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとしてすることができる。

大学法人



- 予算・借入・財務処分
- 寄附行為の変更
- 収益事業に関する事項
- 理事長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 法人運営に関する重要な規定 (組織・人事・財務等) の改廃
- その他

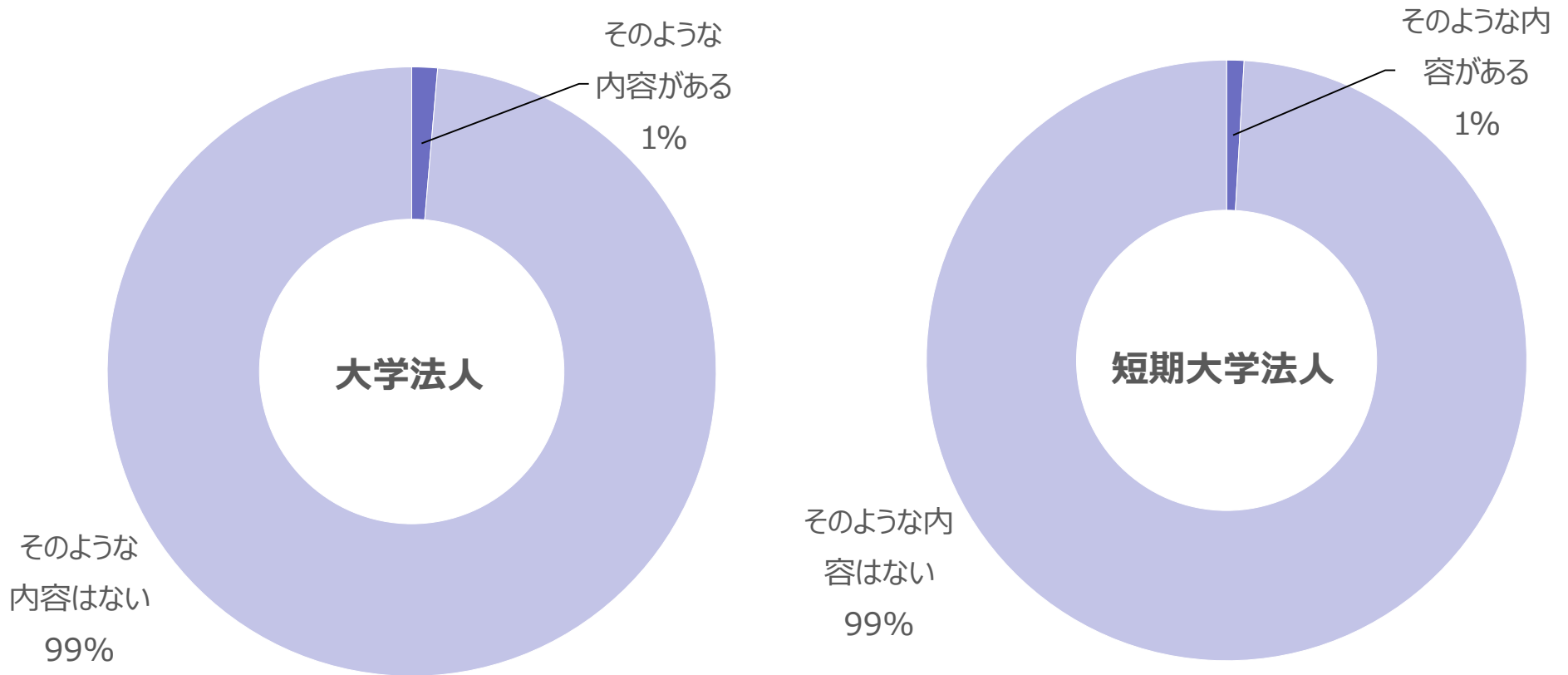
短期大学法人



- 事業計画
- 法人の合併・解散
- 学部・学科等の設置
- 学長にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 寄附金の募集

評議員会により否定された内容

過去3年間（平成22～24年度）の中で、理事会の諮問に対して、**評議員会が否定の意見を示した内容**があると回答した学校法人は、ほとんど存在しない。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

監事の現況

監事の任命

- 国立大学法人： **文部科学大臣が任命**。外部監事を含まなければならない。
- 公立大学法人： **設立団体の長が任命**。財務管理、経営管理など優れた識見を有し、監査実務に精通している者。
- 学校法人（私立大学）： 評議員会の同意を得て、**理事長が任命**。外部監事を含まなければならない。

監事の職務

- 監事の監査の対象とするのは、「財務・会計」だけでなく、**法人の「業務」全体**。
- 特に、大学全体や各学部・研究科の業務執行状況を評価するためには、監事が**教育研究についても、適切に監査**することが求められている。

非常勤監事

監事に占める**非常勤監事の割合**は、**国立大学で71.9%、私立大学で91.6%**。

※ 監事を非常勤としている主な理由

- ・組織規模・予算規模の考慮
- ・常勤で就任可能な適任者がいない
- ・予算の制約

監事の監査業務を支援する体制（例）

- **内部監査室**が監事の業務を補助・支援
- 監事の下に、**専任の組織や人員を配置**

監事の職務等に関する規定

○私立学校法

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

(役員職務等)

第三十七条 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員選任)

第三十八条 (略)

- 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
- 8 次に掲げる者は、役員となることができない。
 - 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

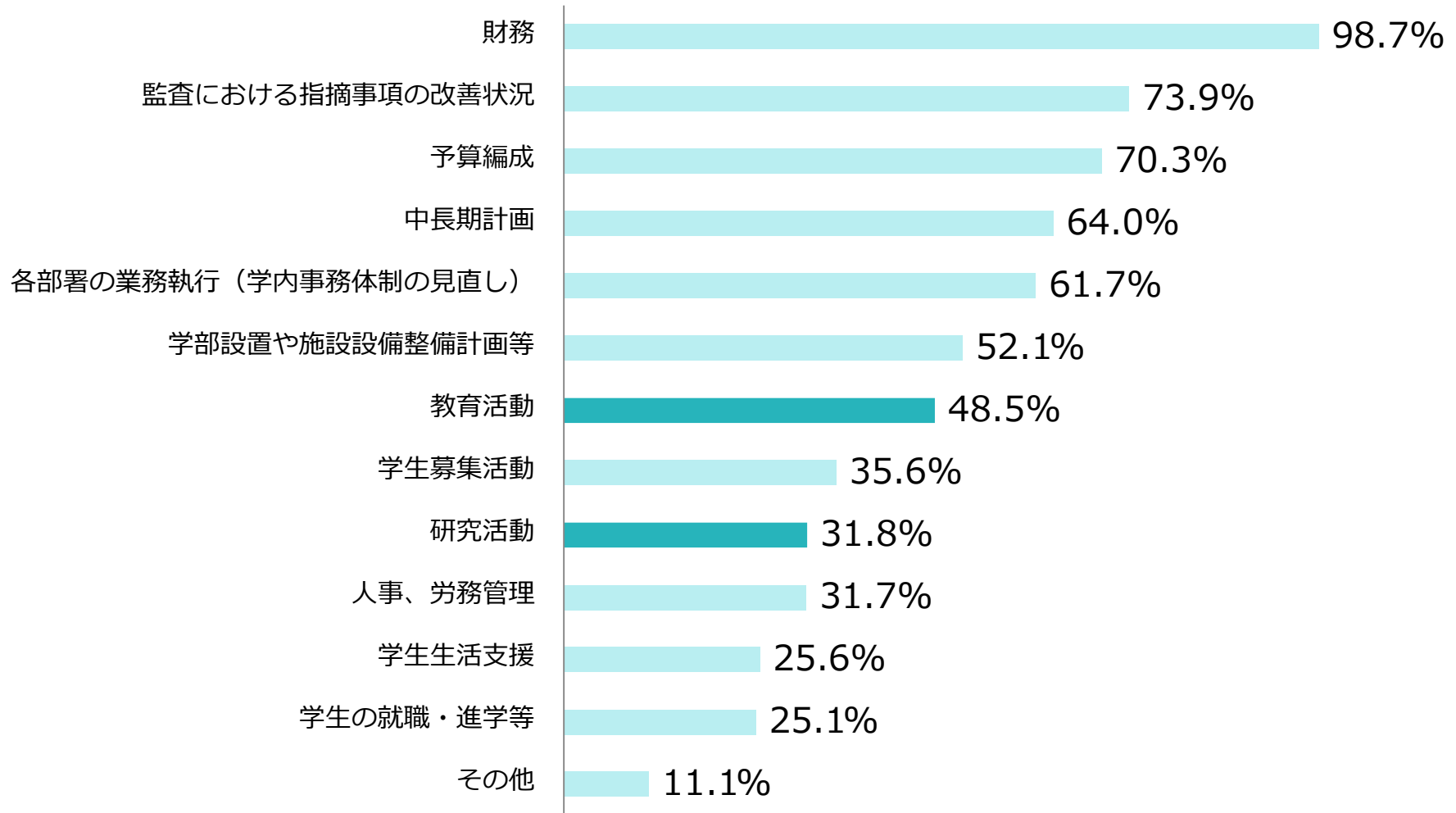
○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び財団法人に関する法律の読替え

(監事による理事の行為の差止め)

第百三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

監査の内容

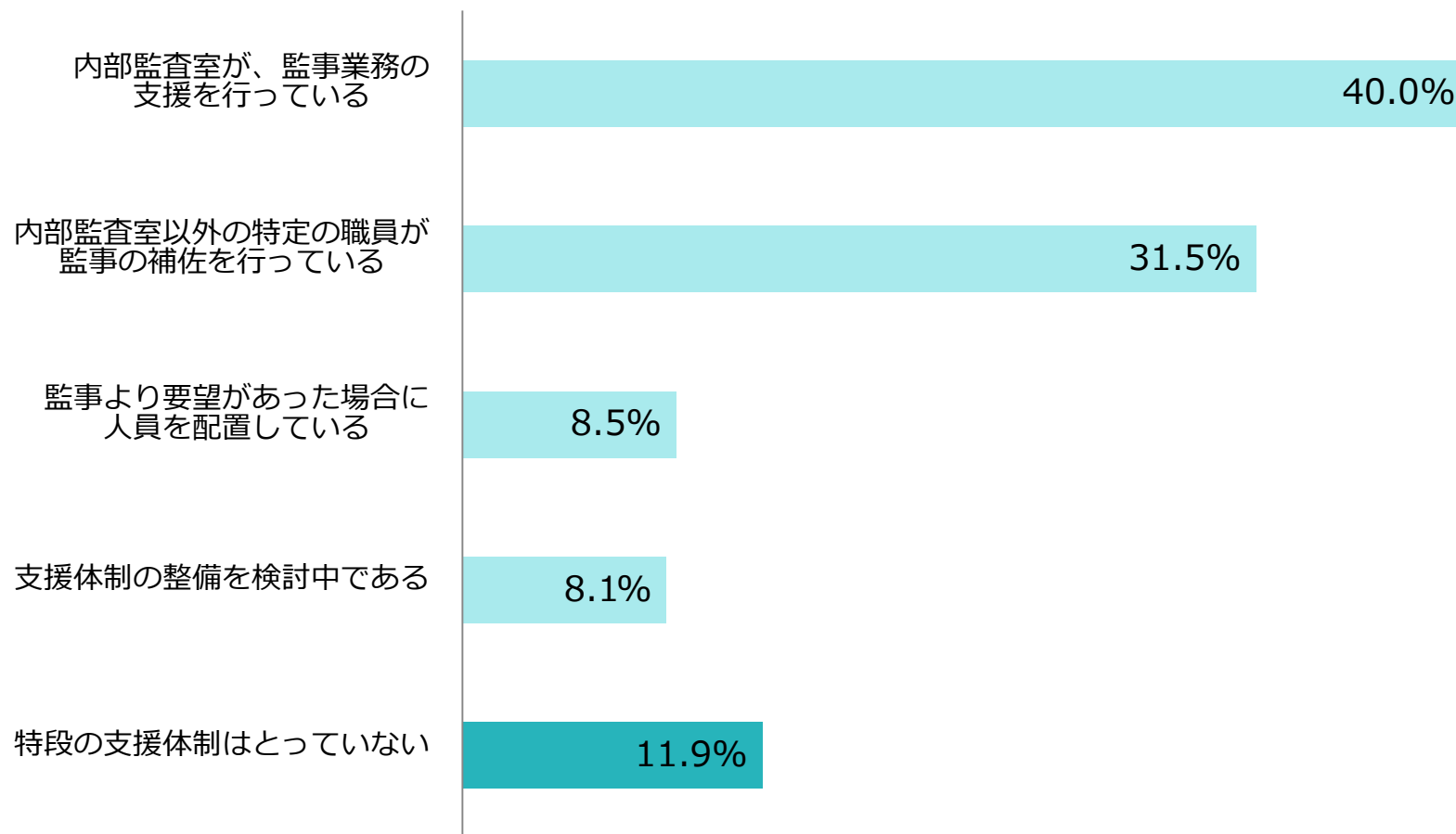
監査の内容として、「**教育活動**」が含まれる法人は**約半数**、「**研究活動**」が含まれる法人は**約3割**。



（出典）日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

監事のサポート体制

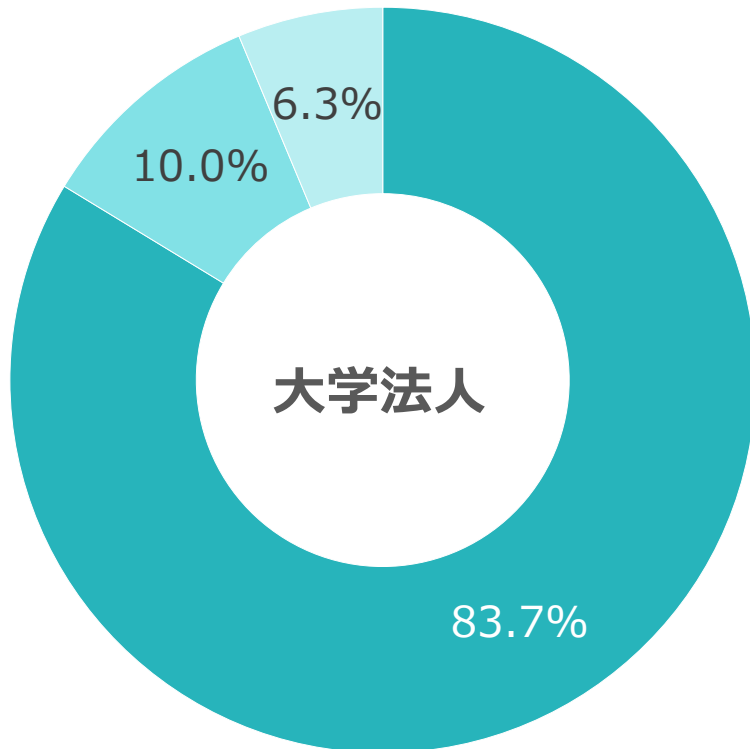
監事監査実施のための法人内のサポート体制として、**特段の支援体制を取っていない学校法人は約 1 割。**



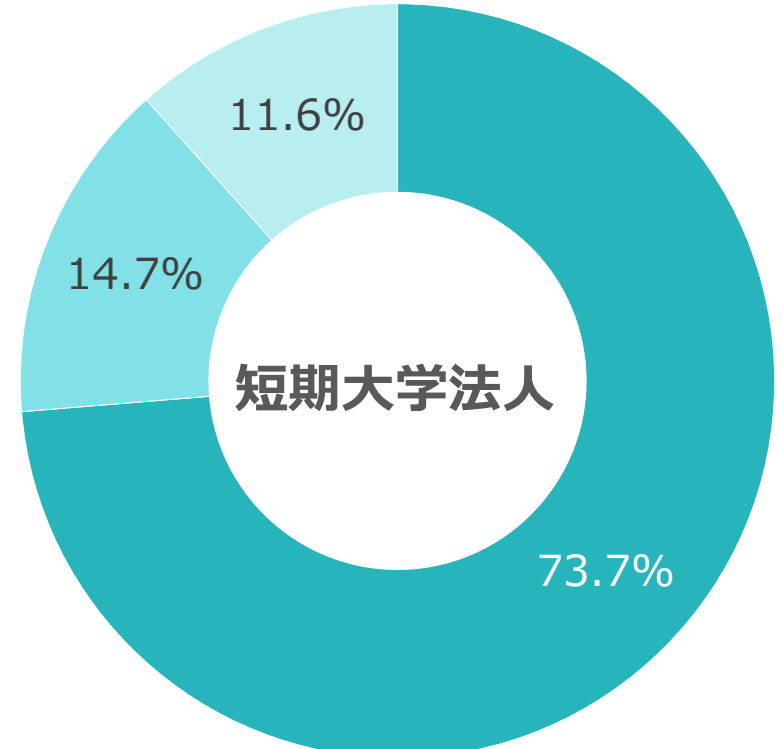
(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

独立監査人との連携

大学法人・短期大学法人ともに9割程度が独立監査人と何らかの連携を取っている。

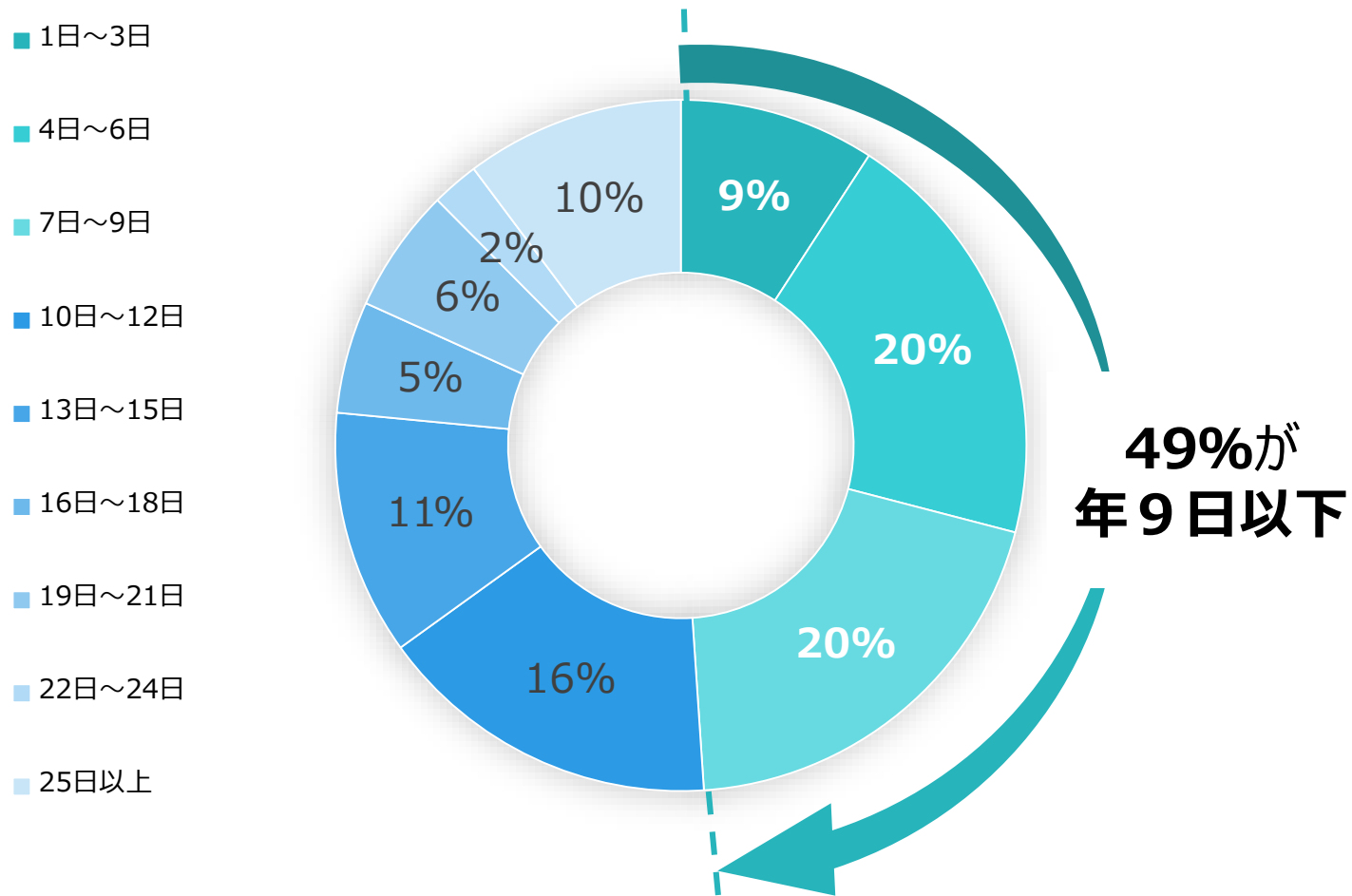


- 普段から適宜説明を受け、連携をとっている
- 疑義が生じたときのみ、連携をとっている
- 特段、連携はとっていない



非常勤監事の出勤日数

半数近くの学校法人で、非常勤監事の出勤日数が**年9日以下**である。

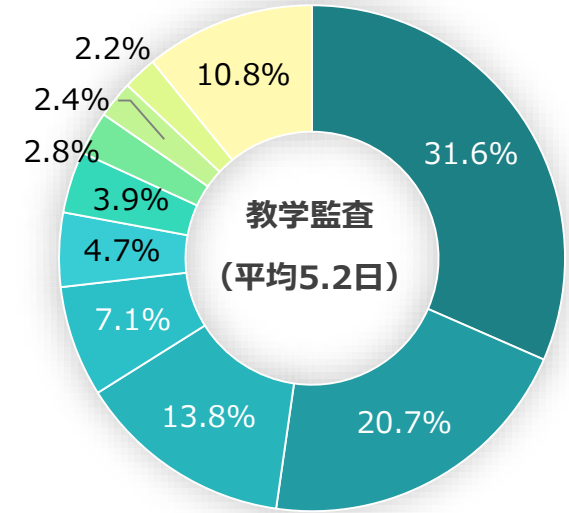
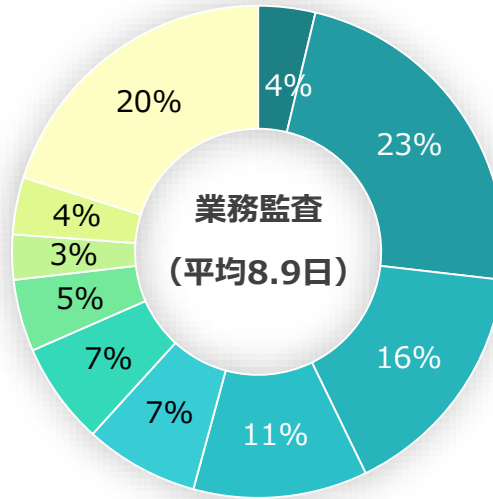
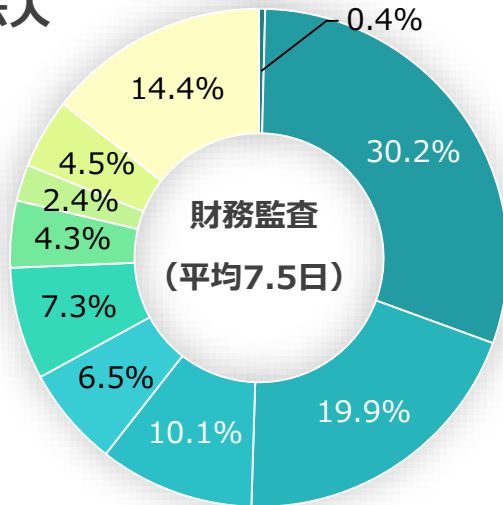


財務監査・業務監査の日数

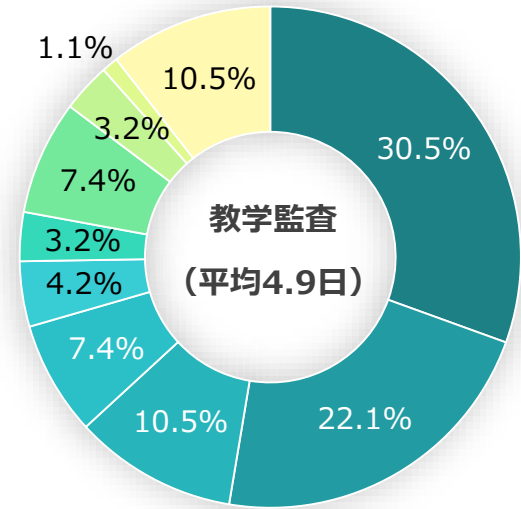
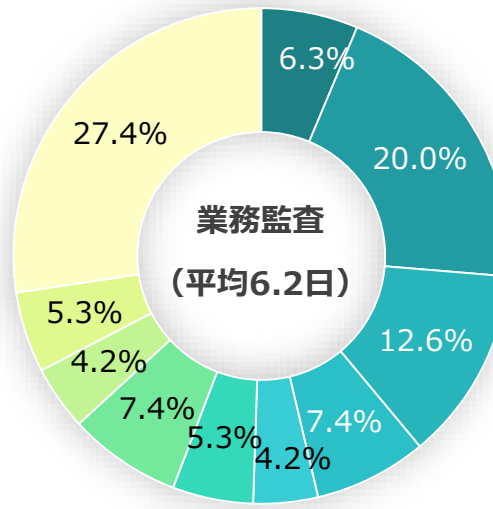
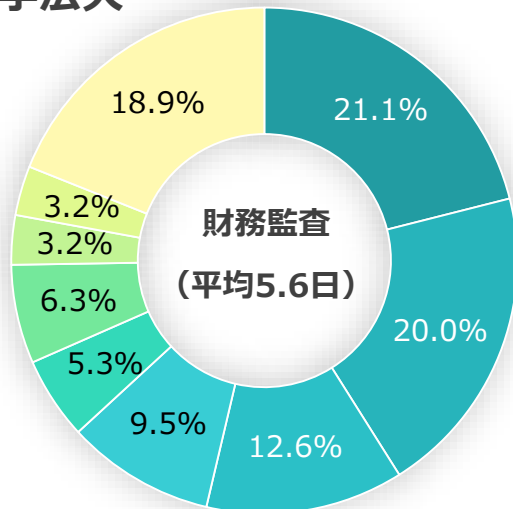
財務監査・業務監査については、1日～2日程度の法人が多いが、それ以上の法人も相当数みられる。教学監査については、3割程度が1日も実施していない。

■ 0日 ■ 1日～2日 ■ 3日～4日 ■ 5日～6日 ■ 7日～8日 ■ 9日～10日 ■ 11日～12日 ■ 13日～14日 ■ 15日～16日 ■ 17日以上

大学法人



短期大学法人



学校法人税制

学校法人に係る税制の概要

学校法人に係る税制優遇

国税	法人税	<p>(1) 課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育研究事業 ⇒ 非課税 ●収益事業 ⇒ 課税 軽減税率19%〔普通法人：税率23.2%〕※1 <p>(2) みなし寄附金の特例（収益事業所得の教育研究事業への支出）</p> <p>①所得金額の50%、②年200万円のいずれが多い金額まで損金算入可能（認定NPO法人は2.5%、公益法人等は20%）</p> <p>(3) 収益事業の適用除外</p> <p>私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等の場合に適用除外</p>
	その他の税目	<p>非課税</p> <p>所得税（利子、配当等） 登録免許税（目的外不動産の取得登記を除く） 印紙税（無利息等の条件で行う文部科学大臣の確認を受けた奨学金貸与事業における消費貸借契約書にかかるもの）※2</p>
地方税		<p>非課税</p> <p>住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産所得税、固定資産税、都市計画税（目的外不動産等を除く）</p>

※1 年800万円以下の部分については普通法人、公益法人等を問わず15%

※2 文部科学大臣の確認を受けた日以後に作成されるものであってR4.3.31までに作成されるものについて適用

学校法人への寄附に係る税制優遇

個人からの寄附

法人からの寄附

学校法人に直接の寄附	国税 ※3	税額控除対象法人	<p>【税額控除額】(平成23年度改正) (寄付金額 - 2千円) × 40% ※所得税額の25%が限度額</p>	(該当なし)
		特定公益増進法人	<p>【所得控除額】 寄付金額 - 2千円 ※総所得の40%が上限 ★</p>	<p>【損金算入限度額】 (資本金等の額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 [一般] + (資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 [特例]</p>
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄付金	<p>【税額控除額】 (寄付金額 - 2千円) × 10% ※総所得の30%が上限 ★</p>	(該当なし)

日本私立学校振興・共済事業団を經由した寄附
(受配者指定寄附金)

国税、地方税それぞれ★と同様

寄附金全額の損金算入が可能

※3 両方の証明を受けている法人に寄附を行う場合、寄附者がいずれか一方を選択可能

法人制度 税制比較表 (概要)

	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	公益社団・財団法人	認定NPO法人・特例認定NPO法人	医療法人 (※社会医療法人除く)	株式会社
法人税 ※()は所得800万円までの税率	非課税 ※収益事業課税19% (15%)	非課税 ※収益事業課税19% (15%)	非課税 ※収益事業課税19% (15%)	非課税 ※収益事業課税23.2%(15%)	非課税 ※収益事業課税23.2%(15%)	課税 23.2%	課税 23.2%
固定資産税	非課税 (保育又は教育の用に供する固定資産等)	非課税 (社会福祉事業の用に供する固定資産)	非課税 (本来の用に供する境内建物及び境内地等)	社会福祉事業用・学術研究用固定資産、図書館、博物館等は非課税、その他は課税	課税	社会福祉事業等用固定資産は非課税、その他は課税	課税
寄附税制 (寄附者に対する優遇措置)	有	有	有	有	有	無	無

※税制上の優遇措置について、概略的な比較表を文部科学省において作成したもの
 ※記載以外の税制上の法人間における相違点もあるが、省略していることに留意

ガバナンス・コード

- ・ **各金融証券取引所**が、関連する上場規則等の改正を行い制定（**全上場会社**に適用される）
- ・ 成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「**攻めのガバナンス**」を確保
- ・ **株主はもとより、幅広い「ステークホルダーとの適切な協働」**を通じた企業価値の向上を明記
- ・ **中長期保有の株主**は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者間の「**建設的な対話**」を充実
⇒ **会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上**を促し、ひいては**経済全体の発展にも寄与**

・ **プリンシプルベース・アプローチ**：自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断。

・ **コンプライ・オア・エクスプレイン**：コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法を採用。

【 1. 株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の**権利・平等性**を確保すべき。

【 2. 株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、**適切な協働**に努めるべき。

【 3. 情報開示】

上場会社は、**法令に基づく開示**を適切に行うとともに、**法令に基づく開示以外の情報提供**にも主体的に取り組むべき。その際、利用者にとって**有用性の高い情報**を適確に提供すべき。

◎ 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき。

- **会社の目指すところ（経営理念等）**や**経営戦略、経営計画**
- 取締役会が**経営陣幹部・取締役の報酬**を決定するに当たっての**方針と手続**
- 取締役会が**経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名**を行うに当たっての**方針と手続**

【 4. 取締役会等】

取締役会は、会社の持続的成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) **企業戦略等の大きな方向性**を示すこと
- (2) 経営陣の適切な**リスクテイクを支える環境整備**を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、**実効性の高い監督**を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ **会社の健全なリスクテイクを側面から支援。**

➢ 持続的成長に資するような**独立社外取締役の活用**

⇒ **建設的な議論に貢献できる人物を2名以上設置**すべき

➢ 取締役会は**ジェンダー・国際性**など含む多様性と適正規模を両立して構成する、**監査役に財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任**するなど、**取締役会・監査役会の実効性確保**

➢ 取締役会における**審議の活性化**

【 5. 株主との対話】

上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と**建設的な対話**を行うべき。

各私立学校団体のガバナンス・コードの概要

■ 日本私立大学連盟 私立大学ガバナンスコード【第1版】（令和元年6月25日策定）

（目次）

私立大学ガバナンス・コード体系図

I. 策定方針について

II. 各コードについて

基本原則「1. 自律性の確保」

基本原則「2. 公共性の確保」

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

基本原則「4. 継続性の確保」

■ 日本私立大学協会 日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」＜第1版＞（平成31年3月28日策定）

（目次）

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

第5章 透明性の確保（情報公開）

※協会の定めるガバナンス・コードは「憲章」であり、各大学でそれぞれの大学版ガバナンス・コードを制定・公表することを前提に、そのための「指針」と位置付けられている。

■ 日本私立短期大学協会 私立大学・短期大学版ガバナンスコード【第1版】（令和2年1月16日策定）

（目次）

第1章 経営の安定性・継続性の確保

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

第3章 教学ガバナンスの充実

第4章 情報の公開と公表

「学校法人制度の改善方策について」

(平成31年1月 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会) (抄)

2 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

(4) 「私立大学版ガバナンス・コード」の策定の推進

学校法人制度の改善においても、私立学校法等の法令に基づくだけでなく、私立学校の自主性・自律性を最大限に発揮し、**私学団体等が自ら行動規範を定め**、学生や保護者を中心とした**ステークホルダーに対して積極的に説明**を果たすとともに、学校法人を運営する者が**経営方針や姿勢を自主的に点検**し、私立学校の健全な成長と発展につなげていくことが考えられる。まずは、文部科学大臣所轄法人を中心とした団体において取組を開始することが想定され、その際、例えば以下の事項について盛り込むとともに、**取組状況を点検していく**ことが考えられる。

ア. 経営の強化

- (ア) 経営と教学の連携・協力の在り方
- (イ) 中長期計画に盛り込むべき内容
- (ウ) 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方 など

イ. ガバナンスの強化

- (ア) 理事会機能の実質化
 - a 理事会の議決事項の明確化
 - b 理事会への業務執行者の報告
 - c 外部理事の適切な人数
 - d 外部理事に対する十分な情報提供（非常勤監事、評議員も同様）
 - e 理事に対する研修機会の提供と充実（監事、評議員も同様） など
- (イ) 監事機能の実質化
 - a 監事監査基準・同規則等の作成
 - b 重点監査項目を盛り込んだ具体的な監査計画及び監査結果を具体的に記載した監査報告書の作成
 - c 理事会や評議員会等の重要会議への監事の出席のルール化
 - d 監事監査支援体制の充実
 - e 監事の選任方法の工夫・改善
 - f 一定規模以上の学校法人における常勤監事の設置 など
- (ウ) 評議員会機能の実質化
 - a 評議員からの意見を引き出す議事運営の方法改善
 - b 法人の規模に応じた評議員数の配置
 - c 評議員会が監事選任の同意・不同意を検討するに当たり、目安とする監事の資質・専門性の整理 など
- (エ) 情報公開の推進等
 - a 学生や保護者、学内、学外など対象に応じた分かりやすい情報公開の推進
 - b 経営状況の「見える化」による課題・成果の明確化と共有による改革の推進
 - c 事業報告書に盛り込むべき内容
 - d 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報公開の推進 など

「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性」

(令和3年3月 学校法人のガバナンスに関する有識者会議) (抄)

基本的な認識

- 私立学校法はこれまで累次の改正がなされ、令和元年の改正では、監事の権限強化、評議員会の諮問事項の拡充等の措置が講じられた。また、**各私立大学団体によりガバナンス・コードが策定されるなど、自主的・自律的なガバナンスの改善や情報開示の取組が進められている**。引き続き、**各学校法人においてこうした制度改正が着実に定着し、ガバナンス・コードに基づいた取組の充実が図られることが期待される**。
- ガバナンスを発揮していく取組には、全ての学校法人が遵守すべき事項も、取組自体に多様性の幅が認められる事項もあり、いずれについてもそれぞれの学校法人が社会に対して積極的に自らの取組を説明していく必要がある。そうした観点から、ハードロー（法的枠組み）により必要な整備を行うことに加えて、**業界全体として自主的にソフトロー（ガバナンス・コード）の段階的な充実に継続して努力するとともに、各学校法人において寄附行為で定める自治の在り方の不断の見直しや情報開示の取組をさらに徹底していくことが必要**である。

ガバナンス・コードに盛り込んでいくべき事項の例

- **役員**の選任プロセスについては、理事会の全体としての知識・経験・能力のバランスに関する考え方や理事のカテゴリーに応じた人材確保の方針の明確化、学外者を含む指名委員会の活用など、理事会が役員を選任議案を提案する場合の透明化の工夫
- **評議員**の選任方法や属性、構成割合の状況については、法人としての考え方や目指す方向性を明確化し、積極的に説明・公表すること
- **理事会と評議員会**のコミュニケーションについて、評議員会以外の場も含む理事会による情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話・認識の共有と問題の改善に向けた取組
- **理事長**の選定プロセスについては、あるべき理事長像の策定、候補選出・育成・評価の計画的な実施、学外者を含む指名委員会・選考会議の活用、外部理事による監督など、客観性・透明性の確保の工夫
- **理事会**のモニタリング機能の向上を図るため、理事会全体としての実効性に関する分析・評価やその結果の開示の取組
- **監査・内部統制**の体制整備について、監事の常勤化や内部監査組織の整備
- **内部通報**への誠実な対応、通報者に関する情報の守秘、通報者に対する不利益取扱いの禁止、監事への報告体制の構築等

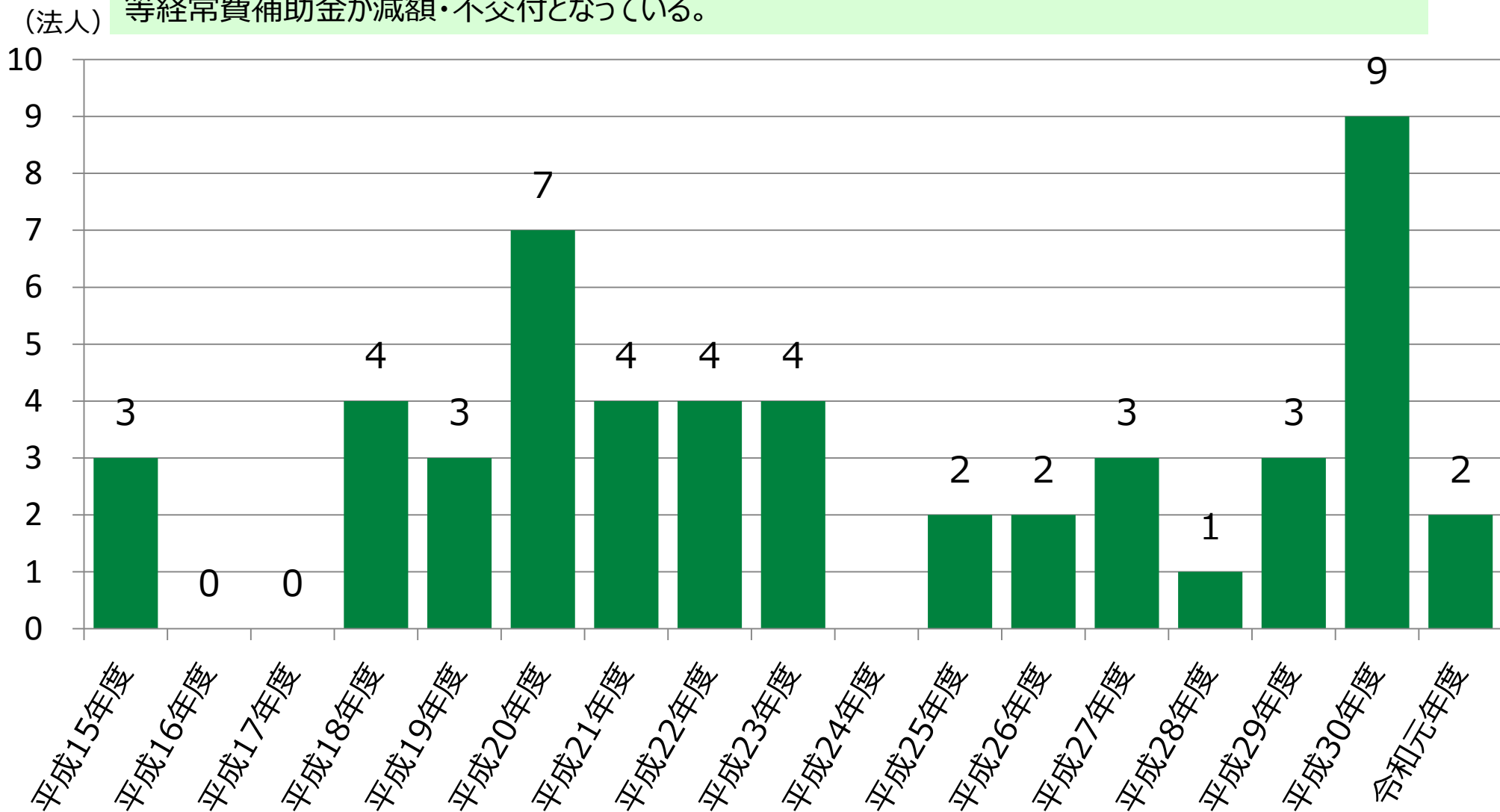
ガバナンスの自律性と透明性の確保

- **法人のガバナンス**に関する情報について、**事業報告書への記載を通じた開示の仕組み**を整備していくべき
- 策定・普及の取組が始まっている**各大学団体のガバナンス・コード**については、**各大学における遵守状況の点検・公表の段階的な推進を強力に支援していくとともに、できる限り早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指していくべき**

私立大学等経常費補助金の 減額・不交付

管理運営不適正等により私立大学等経常費補助金が減額・不交付となった 文部科学大臣所轄学校法人の数の推移（平成15年度以降）

平成15年度から令和元年度にかけて、おおむね年間数法人が、管理運営不適正等により私立大学等経常費補助金が減額・不交付となっている。



※当該年度に新規に減額・不交付となった法人数。

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団調べ 77